

教職員・保育従事者のための
児童虐待対応の手引き

大分県・大分県教育委員会

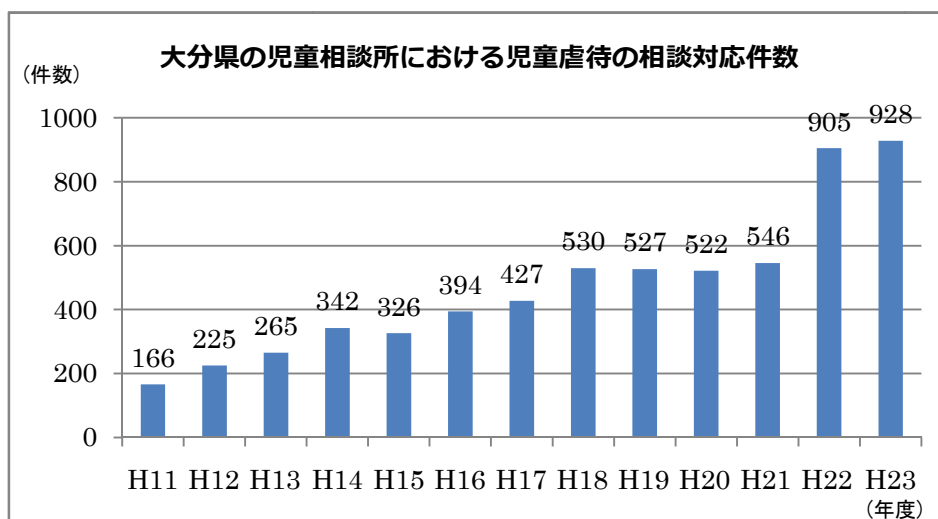
目 次

I	児童虐待の基本的理解	
1	大分県内の児童虐待の現状等	...1
2	児童虐待とは	...2
3	児童虐待の早期発見及び通告の義務	...3
4	児童虐待を見逃さないために	...4
	早期発見のためのチェックリスト(保育所・幼稚園用)	...5
	早期発見のためのチェックリスト(学校用)	...7
5	保育所・幼稚園・学校における対応の流れ(フローチャート)	...9
6	実際の対応の流れ(フローチャートの補足)	...10
	(参考資料)児童相談所等で使用している虐待通告受付票	...14
	(参考資料)児童相談所等が参考にしている要支援ケースのアセスメントシート	...15
7	保育所・幼稚園・学校における継続的な在宅支援	...16
8	保育所・幼稚園・学校からの市町村・児童相談所への定期的な情報提供	...18
II	児童虐待に出会ったときのQ&A	
Q1	「もしかして虐待?」と考えると、どうしていいか分かりません。	...19
Q2	しつけと虐待はどう区別するのですか?	
Q3	「通告」と言われても、馴染みがないので敷居が高く感じます。	
Q4	「通告」というと「密告」するようで抵抗を感じます。	...20
Q5	「虐待」と判断してよいのか自信がありません。	
Q6	内部から「通告しなくてよい」と言われて迷っています。	
Q7	保護者との信頼関係を損ないませんか。	...21
Q8	保護者からのクレームや、怒鳴り込まれるのは困ります。	...22
Q9	通告したらきちんと対応してもらえるのでしょうか。	
	(参考資料)相談機関に通告した後の流れ	...23
III	資 料	
1	関係機関	
	(1)地域の主な関係機関の役割	...25
	(2)相談窓口の一覧	...27
2	児童虐待防止に関する主な法令・通知	
	○児童福祉法[抜粋]	...29
	○児童虐待の防止等に関する法律[抜粋]	...34
	○児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について(通知)	...52
	○学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(通知)	...54
	○児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について(通知)	...58
	○児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について(通知)	...60
	○学校教育法[抜粋]	...73
	○学校教育法施行令[抜粋]	...73
	○個人情報の保護に関する法律[抜粋]	...74
3	引用・参考文献	...75

I 児童虐待の基本的理解

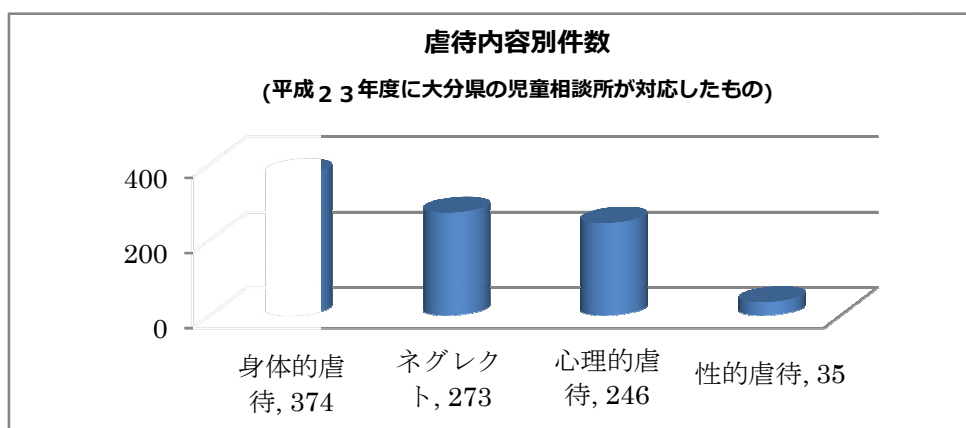
1 大分県内の児童虐待の現状等

(1) 児童虐待の相談対応件数



平成23年度に県内の児童相談所が受理した児童虐待の相談対応件数は928件となっています。この数字は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べて約5.6倍に増加しています。(平成16年の児童福祉法の改正によって、市町村も児童虐待の一次的な相談窓口となりましたが、平成17年度以降の件数の中には、市町村のみで対応した件数は含まれていません。)

(2) 児童虐待の内容



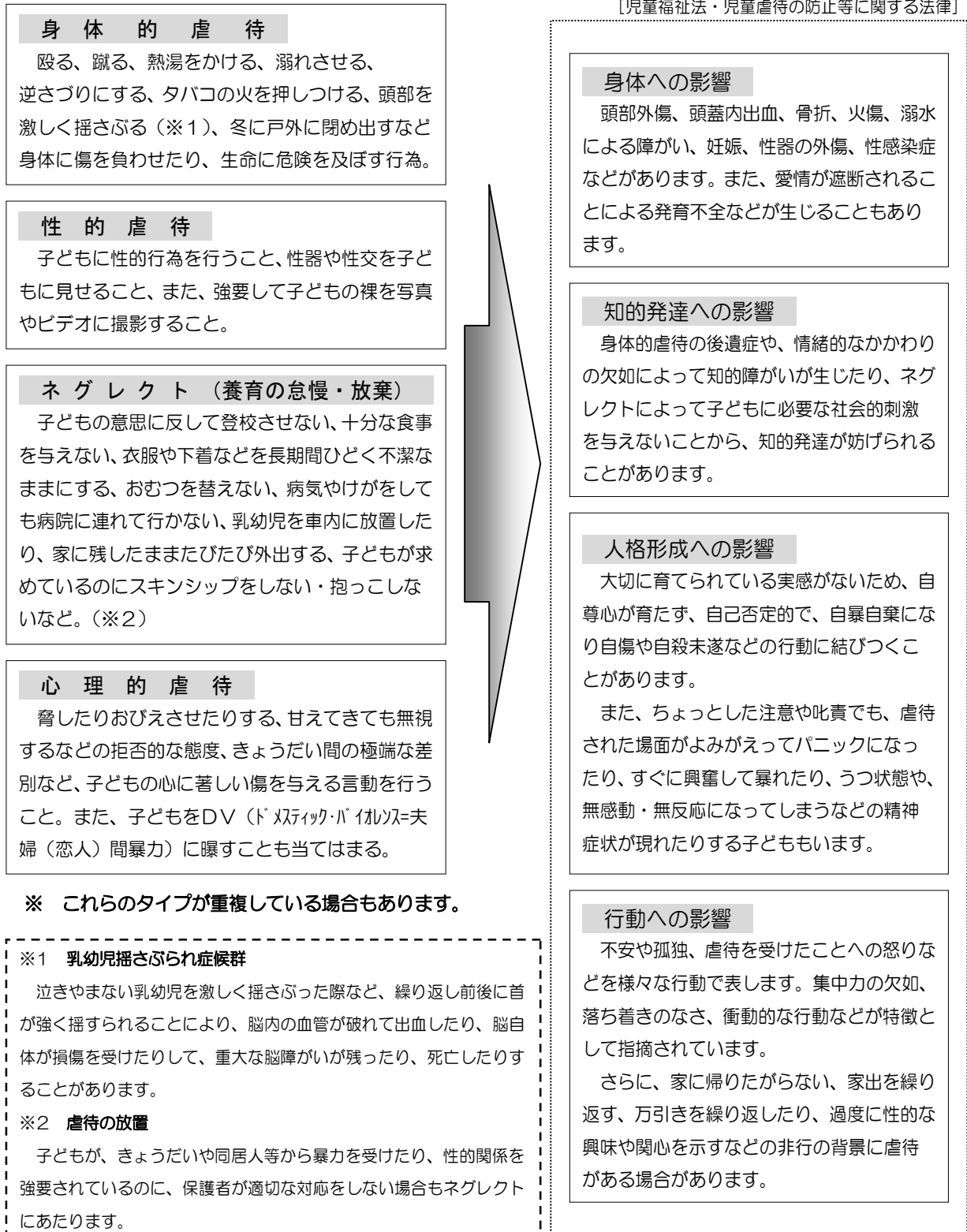
平成23年度に県内の児童相談所が受理した児童虐待の内容別割合は身体的虐待が40.3%と一番多くなっています。ただし、虐待の内容は複合して行われるケースも多く、また、性的虐待はなかなか把握しにくいという実情があります。

また、虐待行為の加害者として、実母が割合で一番多いという結果が出ています。

2 児童虐待とは

法律では18歳未満の子どもに対して、保護者等が以下の行為を行うことを「児童虐待」といい、子どもに様々な影響を与えるとされています。

◆ 図：児童虐待防止法で定めた虐待の種類とその影響



3 児童虐待の早期発見及び通告の義務

保育所・幼稚園・学校関係者には、児童虐待の早期発見に努める義務があります。 [児童虐待の防止等に関する法律第5条]

- ① 幼稚園や学校、保育所や児童福祉施設、病院その他
- ② 保育関係者、幼稚園・小・中・高等学校・特別支援学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他
児童の福祉に職務上関係のある団体（機関）や職員には、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める義務があります。

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、必ず関係機関に速やかに通告しなければなりません。 [児童虐待の防止等に関する法律第6条]

「児童虐待を受けたと思われる児童」であり「児童虐待を受けた児童」ではないことに注意してください。虐待を受けたという確証を得る必要はありません。

児童虐待の防止等に関する法律〔平成12年5月24日法律第82号〕関係条文抜粋

第5条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

4 児童虐待を見逃さないために

(1) 「不自然さ」こそ最も重要なサイン

不自然な傷・あざ

子どもはよくけがをしますが、不自然な傷・あざとは、遊んでいてけがをしないようなところにある傷・あざや、ちょっとした事故ではあり得ないような火傷といったものです。

このような傷・あざが多くあったり、頻繁に傷・あざができたりする場合は注意が必要です。

不自然な説明

これは虐待している大人にも、虐待を受けている子どもにもみられます。子どもの傷の原因について聞いても、傷の状況からあり得ない説明をしたり、話がころころ変わったりします。

子どもの方も、打ち明けたい気持ちと、打ち明けることへの不安が入り交じり、不自然な説明が多くなります。

不自然な表情

無表情であったり、変に大人の機嫌を取るような表情をしたり、ちょっとしたことでおびえるような表情をしたり、落ち着きなくキョロキョロして周囲をうかがうような表情をしたりします。

不自然な行動・関係

親が現れると急にそわそわしたり、初めての人にも馴れ馴れしくしたり、年齢にそぐわない言動をみせたりすることがあります。また、虐待している大人も、子どもの事を非常に心配していると言いながら子どもの様子に無頓着だったり、平気で子どもを一人にして遊びに行ってしまうなど、不自然な行動がみられることがあります。

(2) 早期発見のためのチェックリスト

次ページから、チェックリストが掲載されています。

(保育所・幼稚園用…p.5、学校用…p.7)。

冒頭部にある◆の注意書きを読んでから使用してください。

早期発見のためのチェックリスト(保育所・幼稚園用)

◆ チェックリストのどれかに該当するからといって、必ず虐待が行われているということではありませんが、一つでも該当があれば、SOSのサインが他にもないか、子どもや保護者に対して、これまで以上に十分に注意してかかわる必要があります。

チェックリストの複数に該当し、繰り返しているようなら虐待を疑い、市町村、児童相談所に連絡します。

子どもの様子

●乳児（1歳未満児）

- 不自然な打撲によるあざや火傷などがよく見られる
- 特別な病気もないのに、身長伸びが悪い、体重の増加が悪かったり、次第に低下したりしている
- 表情や反応が乏しく、語りかけ、あやしにも無表情である
- 抱かれると異常に離れたがらなかつたり、おびえたような様子が見られたりする
- お尻がただれていたり、身体、衣類が極端に汚れたままで登園(所)する
- 母子健康手帳の記入が極端に少ない

●幼児（1歳から就学前）…乳児に見られる特徴の他に、

- 原因不明の不自然な傷やあざが多く見られ、手当も十分でない
- おびえた泣き方をしたり、かんしゃくが激しい
- 親が迎えに来ても帰りがたがらない
- 職員を試したり、独占しようとしてまとわりついて離れない
- 転んだりけがをしても泣かない、助けを求めない
- おやつや給食などをむさぼり食べる、おかわりを何度も要求する
- 身体、衣類が極端に汚れたままで登園(所)することがよくある
- 予防接種や健診を受けていない
- 理由のはっきりしない、または連絡のない遅刻や欠席が多い
- ささいなことでカーッとしたり、他の子への乱暴な言動がある
- 小動物に残虐な行為をする
- いつもおどおどしていて、何気なく手をあげても身構える
- 親の前ではおびえた態度になる
- 年齢不相応な性的な言葉や、性的な行動が見られる

保護者の様子

- 子どもの扱いがハラハラするほど乱暴である
- 子どもとの関わりが乏しかったり、冷たい態度をとったりする
- 子どもの要求をくみ取ることができない（要求を予想したり理解したりできない、なぜ泣くのかわからない）
- 予防接種や健康診断を受けさせない
- 感情的になったり、イライラしていてよく怒る
- 子どもが自分の思いどおりにならないとすぐに叩いたり、蹴ったりする
- 子どもに能力以上のことを無理矢理教えよう（させよう）とする
- きょうだいと著しく差別したり、他の子どもと比較ばかりしている
- 無断で欠席させることが多い
- 理由がないのに、長時間、保育所や幼稚園におきたがる
- 保育士や教職員との面談を拒む
- 夫婦関係や経済状態が悪く、生活上のストレスになっている
- 母親にも暴力を受けた傷がある ※DVが疑われる

◆緊急性が高い場合 →直ちに市町村、児童相談所へ通告する

- 子ども自身あるいは保護者が保護や救済を求めており、訴える内容が切迫している
- 確認には至らないものの、性的虐待が強く疑われる
- 頭部や顔面、腹部のあざや傷がみられる
- 慢性的にあざや火傷（タバコや線香、熱湯など）がみられる
- 親が子どもにとって必要な医療処置をとらない（必要な薬を与えない、乳児の下痢を放置するなど）
- 子どもにすでに重大な結果が生じている（性的虐待、致命的な外傷、栄養失調、衰弱、医療放棄等）

早期発見のためのチェックリスト(学校用)

◆ チェックリストのどれかに該当するからといって、必ず虐待が行われているということではありませんが、一つでも該当があれば、SOSのサインが他にもないか、子どもや保護者に対して、これまで以上に十分に注意してかかわる必要があります。

チェックリストの複数に該当し、繰り返しているようなら虐待を疑い、市町村、児童相談所に連絡します。

子どもの様子

- 説明が不自然な、打撲によるあざや火傷などがよく見られる
- 特別な病気もないのに身体的発達が著しく遅れている
- 表情や反応が乏しく、元気がない
- いつもおどおどしていて、何気なく手をあげても身構える
- ささいなことでカーッとしたり、他の子への乱暴な言動がある
- 親の前ではおびえた態度になる
- 小動物に残虐な行為をする
- 身体、衣類が極端に汚れたまま、または季節や気温にそぐわない服装で登校する
- 基本的な生活習慣が身に付いていない
- 給食などをむさぼり食べる、おかわりを何度も要求する
- 友だちの家や近所のお宅でたびたび食事をごちそうになっている
- 授業に集中できず、ボーッとしている
- 急激な成績の低下がみられる
- 理由のはっきりしない、または連絡のない遅刻や欠席が多い
- 放課後、帰宅したがらず、時には家出・外泊をする
- 子どもとの関わりの回数を重ねても信頼関係が深まらない
- 盗みや嘘を繰り返す
- 極端な性への関心や、拒否感が見られる（特に女子の性的逸脱行為）
- 長期間欠席しており、家族とも連絡が取れない

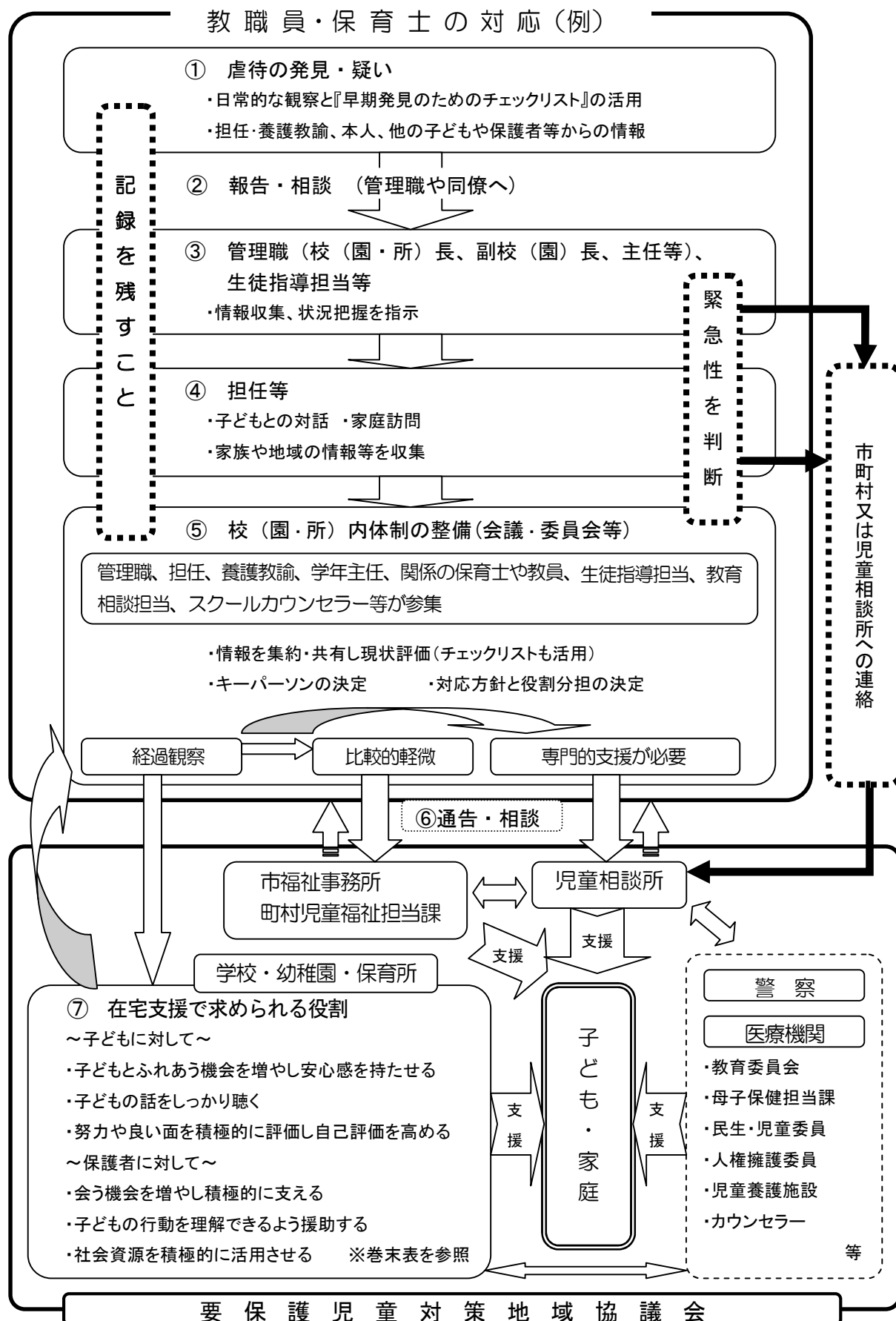
保護者の様子

- 子どもの扱いがハラハラするほど乱暴である
- 子どもとの関わりが乏しかったり、冷たい態度をとったりする
- 子どもが自分の思いどおりにならないとすぐに叩いたり、蹴ったりする
- 感情的になったり、イライラしていてよく怒る
- 子どもに能力以上のことを無理矢理教えよう（させよう）とする
- きょうだいと著しく差別したり、他の子どもと比較ばかりしている
- 無断で欠席させることが多い
- 長期病欠していても、医療機関を受診させていない
- 子どもの学校での生活に無関心である
- 教職員との面談を拒む
- 夫婦関係や経済状態が悪く、生活上のストレスになっている
- 母親にも暴力を受けた傷がある ※DVが疑われる

◆緊急性が高い場合 →直ちに市町村、児童相談所へ通告する

- 子ども自身あるいは保護者が保護や救済を求めており、訴える内容が切迫している
- 確認には至らないものの、性的虐待が強く疑われる
- 頭部や顔面、腹部のあざや傷がみられる
- 慢性的にあざや火傷（タバコや線香、熱湯など）がみられる
- 親が子どもにとって必要な医療処置をとらない（必要な薬を与えない、大きいけがや重病を放置するなど）
- 子どもにすでに重大な結果が生じている（性的虐待、致命的な外傷、栄養失調、衰弱、医療放棄等）

5 保育所・幼稚園・学校における対応の流れ（フローチャート）



6 実際の対応の流れ（フローチャートの補足）

(1) 児童虐待を発見あるいは疑い（担任・養護教諭等）

日常的な観察による気づき、不自然なけがをしての保健室来室、子ども本人からの相談、他の子どもからの虐待の噂、他の保護者や近隣住人からの情報などにより、虐待されている子どもの発見あるいは疑いにつながる事例があります。

情報があつたにもかかわらず、それを放置して、虐待を見逃していたということがないようにしなければなりません。

(2) ひとりで抱えこまず相談・報告する

児童虐待を発見したり、疑ったりしたら、職場の同僚や管理職に必ず相談しましょう。

児童虐待を、ひとりで解決することは極めて困難です。組織内で話し合える体制をつくっておく、児童虐待の担当を明確にしておくなど、職員がひとりで抱え込まないようにするための工夫が必要です。

また、市町村、福祉事務所、児童相談所は、守秘義務を共有できる機関です。「通告する」と考えると敷居が高く感じますが、児童虐待だけではなく、子どもに関するあらゆる相談に応じている専門機関なので、日頃から気になっていることは相談してみましょう。

「児童虐待」ではあっても、「障がい相談」や「性格行動相談」など、別な視点からの支援が可能な場合もあります。

◎ポイント ～ 記録を残しましょう ～

虐待を疑ったときから、記録を残しておくことが重要です。

- (1) いつ、どこで、誰が、何を、どのようにということを、できるだけ正確に詳しく記録します。

「子どもに落ち着きがなかった」等の印象だけよりも、どんな言葉を使っている、どんな様子を見てそう感じたかを事実をもとに具体的に記しておきます。

- (2) 子どもの傷やあざは、治りやすいので、気付いたときに、写真や絵などで残しておくようにします。カメラの場合は、傷と正対するようにしてください。なお、撮影者がしゃがむなど、子どもに不安を与えないようにかまえ、大きさが分かるように手元の物体も一緒に撮るとよいでしょう。日付を入れるのを忘れないようにしてください。

(3) 情報の収集

報告を受けた管理職や主任、あるいは、児童虐待の窓口になっている生徒指導担当や、教育相談担当は、担任や養護教諭等のその子どもに関係する職員に、現時点での情報を速やかに収集するよう指示、あるいは協力して情報収集に当たります。

(4) 担任等の役割

子ども本人から聴き取りをします（※ 子どもに聴き取りしたことが、保護者に伝わらないよう配慮が必要な場合もあるでしょう）。また、送迎時の親子の様子やこれまでの経過の確認、前担任や養護教諭などから情報を収集します。

◎ポイント ～ 子どもから聴き取る際の注意点 ～

★聴き取る前には準備が必要

あらかじめ、聴き取るポイントについて関係者で十分に検討しておきます。

★リラックスさせる

子どもが安心して話ができるよう、静かで落ち着いた場所で行います。

★無理に聴き出さない

詰問になってしまわないよう十分に気をつけ、無理をさせないようにします。

★「話してくれてありがとう」

子どもが家庭内の虐待の事実を話すことは勇気がいることです。まずは、話してくれた行為をしっかりと受け止めてあげることが必要です。

★「あなたの言ったことを信じるよ」

話を聴くことは調査ではありません。矛盾点などがあっても、話してくれたことを信じるという姿勢を示し、「信じるよ」というメッセージを子どもに伝えます。

★「あなたが悪いんじゃないだよ」

子どもは、保護者をかばったり、自分が悪いと思っていることが多いので注意が必要です。ただし、子どもの前で保護者批判をしてはいけません。子どもにとっては、たとえ虐待する保護者でも、大切な存在であることが多いのです。保護者を批判するより、『痛かったね』『つらかったね』と子どもに共感する言葉を掛けてあげることが何より大切です。

★「困ったときは何でも言っていんだよ」

虐待を受けたときなど、子どもからSOSが出せるように、普段から関係づくりに努め、『困ったときは助けを求めてよい』と繰り返し伝えます。そして、子どもが助けを求めてきたときには、しっかりと受け止め、責任を持って対応することです。

★約束できないことは「できない」と言う必要がある場合も

約束を守ることは信頼につながりますが、「誰にも言わないで」と言われた時に、できない場合もあることを説明する必要があります。親に話すということではなく、『必要な時には、子どもを大切に思い、守ってくれる人に相談することがある』ことをきちんと伝えます。

※ 緊急性が高い場合

すでに重大な結果が生じているなど、緊急性が高いと判断されれば、直ちに市町村又は児童相談所に通告します。

重傷、性的虐待など、子どもの状態によっては警察署に通報したり、医療機関の受診等を行い、子どもの安全確保を最優先しなければならない事例もあります。

(5) 緊急会議の招集

関係者が集まり、得られた情報を共有し、現状（子どもや家族の状況）を分析します。
さらに、キーパーソンの決定、通告の要否の検討、通告の際の窓口担当の決定、もし、保護者対応や警察への支援要請等の必要が生じた場合の対応者の決定など、組織としての対応方針を決定します。

協議の主な参集者として、管理職、担任、養護教諭、その子どもに関係する保育士・教員、生徒指導担当、教育相談担当、スクールカウンセラー等が考えられ、当面の関係者のみで協議を行うか、生徒指導委員会など、その組織で決めた適当な場で行うか、あるいは、職員会議で話し合っ、全職員での共通理解が必要になる場合もあるでしょう。

会議の結果、校（園・所）内でしばらく様子を見ることにした場合は、今後その子どもにどのように対応していくか、保育士・教職員間の連携や各職員の対応などを十分に話し合い、共通理解しておく必要があります。

◆ スクールソーシャルワーカーなどが配置されている場合は、校内体制整備、他機関との連絡調整等のコーディネーターとしての役割が期待されます。

(6) 市町村児童相談担当部署あるいは児童相談所への通告・相談

専門機関への通告を決めた場合、速やかに連絡します。

虐待の疑いがあれば、確証がなくても積極的に連絡するようにします。

◆ p.14 に掲載した、市町村、児童相談所等で使用する「虐待通告受付票」にある項目について伝えるとよいでしょう。

◆ p.15 には、市町村、児童相談所等で判断の参考にしている、「要支援ケースのアセスメントシート」を載せてありますので、併せて参考にしてください。

◎ポイント ～ 市町村、児童相談所等への通告についての留意点 ～

① 頭部や顔面、腹部等の危険部位に傷やあざを確認した場合、火傷がある場合、傷やあざが大きい、複数ある場合などは、市町村や児童相談所職員による目視確認と、緊急性を評価する必要があるため、子どもが登校（園・所）しているうちに、早急に連絡をとってください。

② 児童養護施設入所や里親への養育委託などの法的根拠となる児童福祉法や、児童虐待防止法は、18歳未満の子どもに適用される法律です。

高校3年に在学中で、18歳を迎えている生徒への虐待が明らかになっても、それらの法律は適用されないため、通告を受けた児童相談所でも、法的な対応はできなくなります。法による手厚い支援が可能うちに手を差し伸べるためにも、教職員は虐待の早期発見に努めなければなりません。

(7) 要保護児童対策地域協議会への参加

児童虐待は、ひとりの職員あるいはひとつの機関だけで解決するのは難しい問題です。関係機関あるいは関係者がネットワークをつくり、保育所や幼稚園、学校だけに対応を任せきりにするのではなく、役割分担をしたり、協働したり、お互いの機関や個人では対応できない部分を補いながら支援していきます。

保育所や幼稚園、学校は、ネットワークの役割に応じて、子どもや保護者に対して、自分たちだからこそできる支援（対応）をします。

関係機関からの要請があれば、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を開催し、具体的な支援内容を協議しますので、市町村児童相談担当部署へご相談ください。

◆ 要保護児童対策地域協議会については、p. 22のA9②を参照。

(8) できることから取り組みましょう。

保育士や幼稚園、学校の教職員は、一日のうちで、長く子どもたちとかかわる時間があることから、児童虐待を受けている、あるいはその疑いのある子どもに対して、さらには、子育てに行き詰まっている親たちに対しても、できることがいくつもあるはずで、急に解決するような簡単な問題ではありませんが、できることから、ひとつひとつ取り組んでいくことが大切です。

◎ポイント ～ 保育所・幼稚園・学校関係者ができること ～

- ◆ 子どもとふれあう機会を増やしましょう。
- ◆ 乱暴な行為やことば、かんしゃく、無気力、他児と上手につき合えない、落ち着きがない、指しゃぶりや爪かみ、自傷行為などが見られても、手のかかる「困った子」として見るのではなく、なるべく一対一の関係づくりを心がけ、子どもが「安心感」「安全感」「信頼感」を持てるよう心がけましょう。
- ◆ 子どもが何でも話せるように、子どもにとって安心できる環境づくりに努めましょう。
- ◆ 一見「嘘」とも思える不自然な訴えや、身体上の訴えでもしっかり聴きましょう。
- ◆ 努力したことなどを積極的にほめ、具体的な成果をあげることで、達成感を持たせるようにしましょう。
- ◆ きょうだいを通う保育所・幼稚園・小中学校等とも連携を図り、情報収集しましょう。
- ◆ 保護者に会う機会を意識的に増やし、非難するのではなく援助する立場をとりましょう。
- ◆ 子どもの行動や気持ちが理解できずに虐待してしまう保護者もいるため、子どもの要求や行動の意図などを、それとなく保護者に伝えるようにするのがよいでしょう。
- ◆ 「虐待」ということばを使わず、子どものことで心配なことや困っていることがあるのなら、市町村の保健師や福祉事務所の家庭児童相談員、児童相談所等に相談してみるよう勧めてみましょう。

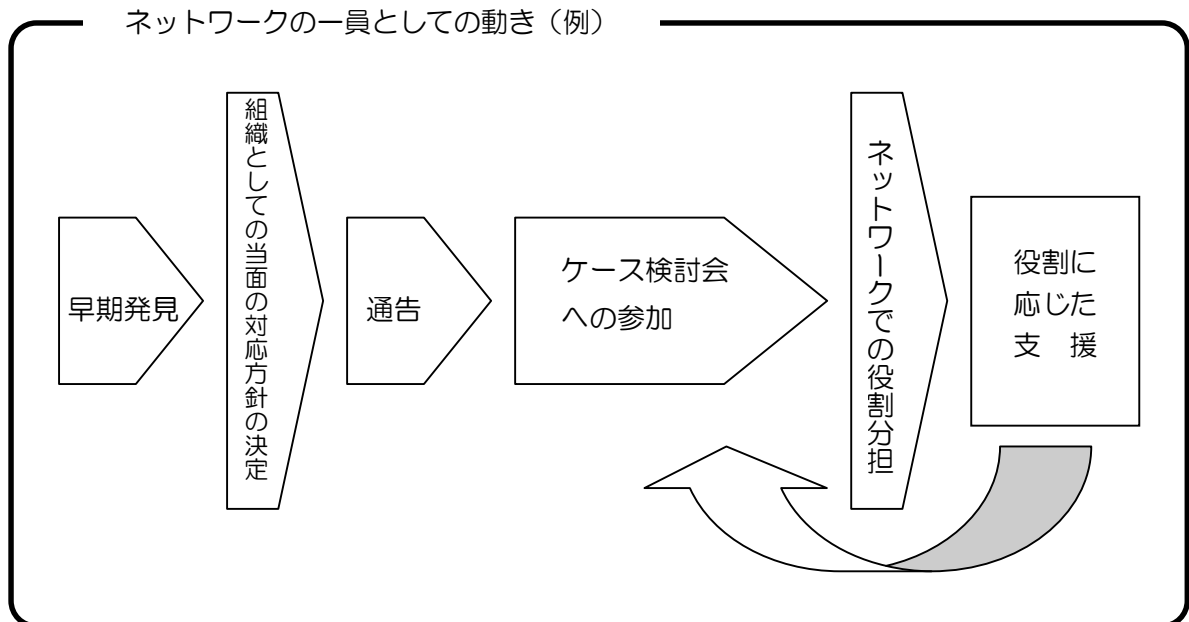
受付年月日		平成 年 月 日 ()	午前・午後 時 分
被虐待児童	ふりがな氏名		
	生年月日	平成 年 月 日生 ()歳	男・女
	就学状況	未就学 ()保・幼・小・中・高 年 組 担任名()	
	住 所		
	住居状況	① 独立家屋・集合住宅()階 ② 鉄筋・木造	
保護者	ふりがな氏名	子どもとの続柄 () 年齢 ()歳	
	職 業		
虐待内容	<ul style="list-style-type: none"> ・誰から ・いつから ・頻度は ・どんなふう ・子どもは今どこに 		
虐待者風貌容姿等			
虐待の種類		主◎ 従○ : 身体的 / 性的 / ネグレクト / 心理的	
子どもの状況		<ul style="list-style-type: none"> ・現在の居場所 ・保育園、学校等の通園、通学の状況 	
家庭の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内の協力者() ・家庭以外の協力者() ・きょうだいの有無 有・無 ・同居家族 	
情報源と保護者の了解		<ul style="list-style-type: none"> ・通告者は 実際に目撃している・悲鳴や物音を聞いて推測した ・通告者は 関係者()から聞いた ・保護者は この通告を(承知・否定・知らせていない) 	
通告者	氏名		
	住所	電話	
	関係	家族・近隣・本人・学校・幼稚園・保育所・医療機関・福祉事務所・児童委員 ・警察・その他()	
	通告意図	子どもの保護・調査・相談	
	調査協力	調査協力(諾・否) 当所からの連絡(諾・否)	
通告者への対応		<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所で実態把握する ・その他() 	
所長決裁		年 月 日	児童相談所長

7 保育所・幼稚園・学校における継続的な在宅支援

児童相談所に通告や相談があった児童虐待ケースの7・8割は、在宅のままで引続きなんらかの親子への支援（面接や家庭訪問、他機関による見守り等）を受けています。

児童虐待を理由に一時保護された子どもも、家に戻されれば、その後は通学（園・所）が再開されます（p. 9を参照してください）。また、児童虐待を理由に、市町村等から保育所利用を勧められて入所する子どももいます。

児童虐待ケースに対して在宅支援を行う場合、保育所や幼稚園、学校は、各市町村が設置する要保護児童対策地域協議会（児童虐待防止ネットワーク）の一員として、地域の関係機関と役割を分担し、協働しながら、子どもと親の状態を見守り続ける重要な役割を期待されています。



(1) 在宅支援としての子どもへの対応

① 子どもには安心感と自信をもたせる

虐待を受けた子どもは、誰からも危害を加えられない、何を話しても責められないといった安心感を感じることによって、素直に自分の気持ちを出すようになっていきます。

全職員で見守る体制を整え、子どもに愛情を注ぎながら子どもが安心できる環境づくりに努めましょう。

② 自尊感情を育てるかかわり方を

虐待を受けた子どもは、自信をなくしていることが多いものです。子どもたちは、認められることで自信を持ち、変わっていきます。子どもが得意なことをさせたり、簡単な役割を与えて、それができたときには大いにほめてやるなど、すべての教育・保育活動において、自尊感情をはぐくむことができるような指導や言葉かけ、かかわり方を心がけましょう。

③ 子どもとのふれあいを

虐待を受けた子どもは、“自分が悪いからこうなった”という思いを持っています。

担任等は、日常生活の中や教育相談等の中で、子どもとふれあう機会を多くとり、そのような思いは誤解であると分かるように、“自分らしく振る舞うこと、自分の気持ちを素直に出すこと”の大切さを伝えていきましょう。

④ コミュニケーションのとりかたを教える

虐待を受けた子どもは、保護者との間に暴力的なコミュニケーションを身に付けてしまっていることがあります。その結果、保育所や幼稚園、学校の中でも、友だち同士、職員に対しての暴力的なコミュニケーションが目立つかもしれません。

そのような子どもに対しては、もっと違ったコミュニケーションのとり方があることを伝えましょう。

職員が間に入って、ことばで気持ちを伝えるよう子どもに働きかけたり、友だちとのやりとりで、行き過ぎた行為があったときには、「あのときは、どうすればよかったのかな？」と、自分の行動を振り返って考えさせたりすることも必要でしょう。

◎ポイント ～ 虐待を受けた子どもに関わる際の注意点 ～

虐待を受けた子どもに一生懸命にかかわっても、その子どもが、わざと保育士や教職員らを怒らせるような言動をとることがあります。

これは、虐待関係が長く続いたため、安全な環境におかれても、周囲の大人に対して「どこまでやったら怒るだろうか」と、許容限度を試すための言動で、虐待を受けている子どもにはよく見られるものです。

「挑発」にのって、子どもの表面的な言動だけを取り上げて叱らずに、子どもが置かれている状況、背景を考えて対応する必要があります。

(2) 在宅支援としての保護者への対応

① 保護者を責めない

保護者を責めても良い方向には進みません。責任を追及するのではなく、保護者の話にしっかり耳を傾けることで、保護者が自分の気持ちや悩みを話しやすくなります。

保育所や幼稚園では、毎日の送迎時に保護者に声掛けをしたり、時には園長等が個別の面談に誘って養育の大変さに共感するなど、受容的な対応をすることが虐待の防止には有効です。

② 時間をかけて話し合いを

親への支援で大切なことは、親の「愛情」を否定するのではなく、「愛情の示し方」に問題があることを伝えることです。理屈が正しくても伝え方（伝わり方）を間違えば、“しつけ”ではなく“虐待”になってしまうことを、個人面談や家庭訪問の機会を捉えて時間をかけて話し合っていくことが大切です。

③ できていることにも注目を

虐待が24時間、365日絶えずおきているわけではありません。親として子どもと上手にかかわることができている時間があることも忘れず、積極的に注目するようにしましょう。ただし、過信はせず、バランスよく見ていくことが大切です。

④ 社会資源を紹介し活用させる

◆「Ⅲ 資料」を参照してください。

各市町村の保健師等による「子育てに関する教室」（問合せ先：市町村母子保健担当課）や、「地域子育て支援拠点」（問合せ先：各市町村児童福祉担当課）などを紹介するのもよいでしょう。

また、経済的に困窮しているようであれば、町村の福祉担当や各市福祉事務所への相談を勧め、子どもに発達障がい等が疑われれば発達障害者支援センター等への発達相談を勧めることもよいでしょう。

⑤ プライバシーの保護

保護者が話してくれたことは、みだりに他人に漏らさないことを約束します。

◎ポイント ～ 施設入所や里親委託後について ～

虐待を理由に、子どもが家庭から離れて児童福祉施設に入所したり、里親に養育を委託されたりした場合、子どもは、入所した施設からその地域の幼稚園や学校に通ったり、里親宅から地域の保育所や幼稚園、学校に通うことになります。

たとえ、その子どもに安全な環境が提供されるようになっても、受け入れる保育所や幼稚園、学校においては、虐待を受けた子どもへのかかわり方を念頭において、施設や里親とも連絡を密に取り合いながら対応することが必要です。

8 保育所・幼稚園・学校からの市町村、児童相談所への定期的な情報提供

東京都江戸川区において発生した、児童虐待により小学校1年生の子どもが亡くなった事件では、学校と市町村、児童相談所等の関係機関の連携が十分機能しなかったことが指摘されています。

このため、市町村や児童相談所からの求めにより、学校等は、概ね1ヶ月に1回程度、依頼した期間内における対象幼児児童生徒の出欠状況等を定期的に情報提供することとしています。

また、定期的な情報提供の期日より前であっても、不自然な外傷、理由不明又は連絡のない欠席の継続、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、適宜緊急に情報提供又は通告をすることになっています。

9 市町村、児童相談所による調査への協力と外部への守秘義務の徹底

保育所、幼稚園、学校に所属する子どもやその家庭について、市町村や児童相談所から問い合わせを受けることがありますので、要保護児童対策地域協議会の構成機関としてできる限りの情報提供をするようにしてください。

その際、市町村等から通告元等に関する情報の説明がある場合がありますが、こうした情報を外部に漏らしてはいけません。特に、保護者に対して行うことは厳禁です。

Ⅱ 児童虐待に出会ったときのQ & A

Q1 「もしかして虐待？」と考えると、どうしていい分かりません。

A1 ひとりで抱え込まず、みんなで考えていきましょう。

虐待されているのでは？と疑われる子どもを目の前にしたとき、保育や教育にたずさわる者として、様々な迷いや不安が浮かんでくるのは、きわめて自然なことです。

そんなときこそ、ひとりきりで悩まず、積極的に同僚や管理職に相談したり、市町村、児童相談所や各専門機関に相談したりして、みんなで一緒に考えていきましょう。

◆ 「Ⅲ 資料」の相談機関を参照してください。

Q2 しつけと虐待はどう区別するのですか？

顔や腕にときどきあざがあり、虐待されているのでは？と疑われる子どもがいます。

親は「この子のためを思って厳しくしつけている」と言います。しつけと虐待はどう区別したらよいのでしょうか？

A2 子どもの心身への影響など、子どもの身になって判断しましょう。

① 子どもの立場で判断を

「しつけ」とは、子どもの気持ちや身体を尊重し、健全な成長発達のためになされるべきものです。親がいくら「愛情に根ざしたしつけ」のつもりでいても、子どもの身体や心を傷つける行為であれば、「虐待」となります。「虐待かどうか」は、すべて子どもの側に立って判断することが大切です。

② 固定観念に縛られない

「実の親がそんなことをするはずがない」「そんなことをする人には思えない」など、一般の常識や自分の固定観念がいつもあてはまるとは限りません。

重要なのは、常識や固定観念にとらわれず、子どもに何が起きているのか、子どもにどのような影響が現れているのかを判断することです。

Q3 「通告」と言われても、馴染みがないので敷居が高く感じます。

A3 「通告」とは、市町村児童相談担当部署や児童相談所に「連絡」することです。

「通告」という言葉に馴染みがないので、難しそうな印象を受けるかもしれません。「通告」とは、市町村の児童相談担当部署や児童相談所に、援助が必要な子どもや家庭があることを「連絡」することをいいます。

方法には、電話や手紙、窓口で直接伝えるなどがあります。匿名でもかまいません。

「通告」では敷居が高いようなら、「虐待かどうかの判断に迷う」「どう対応していいかわからない」といった「相談」を試みるのがよいでしょう。

Q4 「通告」というと「密告」するようで抵抗を感じます。

暴力でしつけをされている子どもがいます。あざもときどき見かけますが、職業柄、家庭のプライバシーを密告するような抵抗感があり、「通告」に踏み切れません。

A4 子育て支援のきっかけづくりと考えてはどうでしょう。

虐待している親のほとんどは、子育てがうまくいかず、悩んだりイライラしたりしています。また、虐待の背景に、親の生育歴や家庭の経済状況などの複雑な要因が絡んでいることもあり、親がたくさん悩みを抱え込んで、誰にも相談できずにいる場合もあります。

「通告」とは、親の虐待行為を市町村、児童相談所等にこっそり耳打ちすることではなく、子育て支援が必要な親や家庭について、専門の相談機関に、「この親（家庭）への子育て支援に、手を貸してもらえませんか」と援助を求めることだと考えてみてはどうでしょう。

Q5 「虐待」と判断してよいのか自信がありません。

担任している子どもから、「お母さんにしょっちゅう叩かれる」と相談されましたが、その子どもの顔や身体にあざがあったこともないので、虐待の証明ができません。

それに、「間違いだったらどうしよう」と思うと、通告することができません。

A5 「虐待」かどうかの証明は必要ありません。

保育士や教職員が児童虐待を証明する必要はありません。通告する際に、虐待が疑われる理由（状況）を伝えるだけで十分です。

「もし、間違っていたら…」という不安や、“疑うことの後ろめたさ”を感じる人はいるかもしれませんが、でも、もし本当だったら、重大な結果が生じてしまうかもしれません。

虐待を疑ったことは責められたりしませんし、通告者が特定されないようにもしてもらえますので、専門機関等に連絡しましょう。

◆ 次のQ6を参照してください。

Q6 内部から「通告しなくてよい」と言われて迷っています。

担任している子どもが虐待されているようなので、内部で対応を話し合ったところ、「我々には守秘義務がある。通告はしなくてよい。」と言われました。

でも、担任としてはこれ以上放っておけません。どうしたらよいでしょう。

A6 私たちには、児童虐待についての通告義務があります。組織での対応が基本ですが、組織が対応しないときは、次の①と②を踏まえ、まず、個人として市町村、児童相談所等に相談します。

その上で、「内部では通告しないことにしたが、担任個人として、子どもの状況は放っておけない」ことを伝え、さらに、「自分が相談したことは絶対に秘密にして欲しい」と伝えれば、通告者が特定される情報が伝わることはありません。

また、すべての児童虐待相談で、市町村や児童相談所が前面に出て対応したり、子どもを保護したりしている訳ではありません。子どもの状況を見極め、“後方支援”という形で先生や保育所や幼稚園、学校をサポートしている例もあります。

① 児童虐待の通告義務の優先

◆通告先については「Ⅲ 資料」を参照してください。

児童虐待の通告義務は守秘義務に優先し、守秘義務違反にはあたりません。

児童虐待を発見した者は、速やかに市町村、福祉事務所または児童相談所に通告する義務があります。〔児童福祉法第25条、児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項〕

この通告は守秘義務に優先し、個人情報保護法でも、情報の提供が認められています。

〔児童虐待の防止等に関する法律第6条第3項、個人情報の保護に関する法律第23条第1項第2号、第3号〕

<参考> 個人情報保護法の第三者提供の制限について

人の生命、身体又は財産の保護や児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときや、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、個人データを第三者に提供してもよいことになっています。

〔個人情報の保護に関する法律第23条第1項第2号、第3号、第4号〕

② 通告者の保護

通告を受けた市町村や福祉事務所又は児童相談所等が、通告した者が特定される情報を漏らすことはありません。 〔児童虐待の防止等に関する法律第7条〕

Q7 保護者との信頼関係を損なうことはありませんか。

子どものお尻に新旧の小さな火傷を見つけました。その子の話では、母親が線香の火を押しつけるようなのです。でも、しつけへの熱心さのあまりの行為だと思いますし、園は保護者との信頼関係が一番大切と考えているので、そっとしておきたいのですが。

A7 子どもの立場で考えましょう。

保護者との関係にばかり目を奪われていると、虐待している保護者と同じ目線になってしまい、傷ついている目の前の子どもが見えなくなります。

児童虐待は、子どもの身体だけではなく、心にも消えない傷を残します。また、子どもの成長にさまざまな影響を与え、その次の世代にまで虐待が連鎖するほど、大きな影響を受ける子どももいます。 ◆I-2を参照してください

子どもの安全や健全な成長を最優先に考え、専門機関に通告しなければなりません。

Q8 保護者からのクレームや、怒鳴り込まれるのは困ります。

他の保育所から「虐待を通告したら、保育所が通告したことが親に伝わってしまい父親が怒鳴り込んできて大変だった」と聞かされました。うちの保育所も虐待が疑われる子がいますが、通告などしたら同じ状況が予想される親で、職員はみな女性のため怒鳴り込まれたら困るのですが。

A8 「機関」として組織的な対応を依頼されることがあります。

児童虐待の通告者は、特定されないよう守られますので安心してください。ただし、「機関」から通告された児童相談所が、対応の手法上、通告した機関の了解を得て、保護者に「どの機関からの通告を元に調査しているか」を伝えることがあります。また、児童相談所が「学校から保護者に、『虐待を通告した(する)』と伝えて欲しい」などと協力を依頼することもありますので、その際にご協力をお願いします。

また、たとえ保育所や幼稚園、学校が通告していなくても、保護者から「通告された」と疑われやすい立場であることは事実です。通告を疑った保護者から、電話で激しく抗議されたり、怒鳴り込まれたりした場合は、次のことに留意して対応してください。

保護者が抗議をしにきた場合、①必ず複数の職員で対応し、②「すべて児童相談所の判断であり、学校(園・所)の判断ではない」と伝え、保護者と虐待の話ができるようなら、③通告義務について説明します。その際、親の言い分を聴き、通告された(疑われた)親の気持ちに理解を示しながら、②あるいは③を繰り返して伝え、「児童相談所とよく話し合っていて欲しい」と伝えるのがよいでしょう。もし、暴力的な保護者であれば、事前に児童相談所や警察に相談しておきましょう。また、実際に保護者が暴れたり、脅したりする場合は、警察に支援を求めます。外部への支援依頼や相談は、校(園・所)長や副校(園)長、主任などが窓口となるのがよいでしょう。

Q9 通告したらきちんと対応してもらえるのでしょうか。

A9 児童相談所や地域の児童相談体制は強化されています。

① 48時間以内対応

厚生労働省の『児童相談所運営指針』(平成19年1月改正)で、児童相談所は、通告を受理してから48時間以内に安全確認等の具体的対応をすることが望ましいとされており、現在、大分県の児童相談所でも48時間以内に安全確認する方針で対応しています。

児童相談所が通告(相談)を受理した後の、対応の流れについては、p.23の「相談機関に通告した後の流れ」を参照してください。

② 要保護児童対策地域協議会 [児童福祉法第25条の2]

児童福祉法が改正され、平成17年度からは、市町村も児童相談を受け付けています。

市町村には「要保護児童※対策地域協議会」という、援助を要する子どもや親にかかわる、保育所や幼稚園、学校をはじめとした様々な関係機関や関係者により構成される児童相談ネットワークを整備し、親子を地域で支えていく体制ができています。

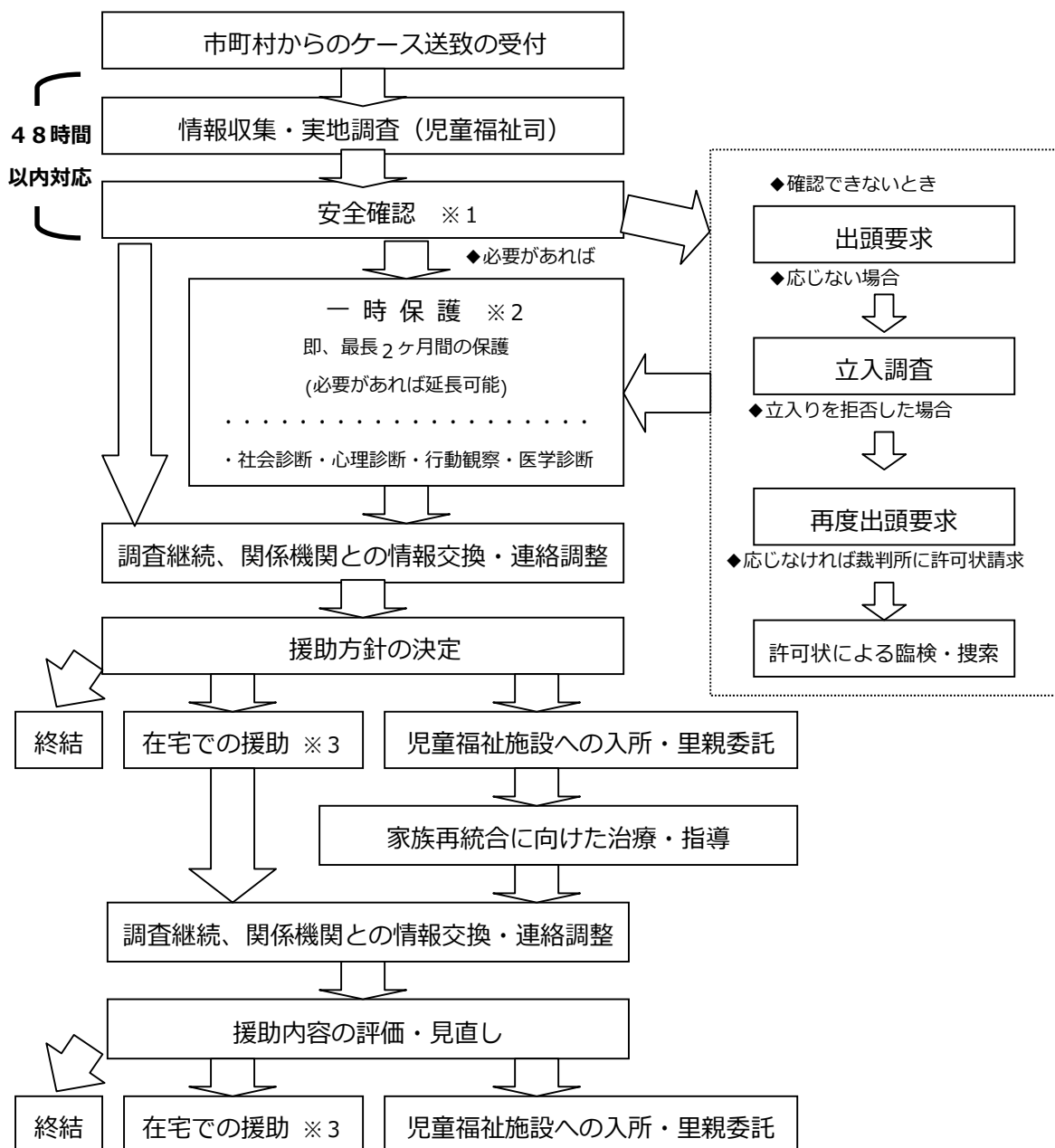
※ 児童福祉法では、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を「要保護児童」と表現します。[児童福祉法第6条の2第8項]

(参考資料) 相談機関に通告した後の流れ

— 児童相談所が市町村からケースの送致を受けた場合の対応例 —

- ◆ 市町村で対応困難なケースは、市町村から送致を受けて児童相談所が対応します。
- ◆ 児童相談所は、児童福祉法に基づいて都道府県や政令指定都市に設置が義務づけられ、中核市も設置することができる、児童（0～18歳未満）に関する専門的な相談に応じている公的な相談機関です。

児童福祉司や児童心理司、保育士、医師などが配置され、内容に応じて調査や判定を行い、助言やカウンセリング、あるいは子どもを一時的に保護するなどして、子どもが心身ともに健全に育つよう支援しています。



- ※1 安全確認は、市町村や児童相談所の職員が保育所や幼稚園、学校の協力を得ながら、子どもとの面接などの方法で行ったり、保育士や教職員に安否確認をお願いしたりするなどによって行います。
- ※2 一時保護を行う場合は、できるだけ保護者の意向を尊重して進めますが、保護者の同意が得られないときには、児童相談所長の職権で一時保護を行います。
- ※3 在宅での援助が可能となるには、①子どもの様子がチェックできる、②保護者がかかわりを拒否していない、③在宅での改善に見通しがある、④危険兆候に対して急な手立てが用意できることが条件となります。

児童虐待への対応は、専門機関に通告しておしまいではありませんし、通告した子どもがすべて一時保護されたり、施設に入所したりするわけでもありません。

「通告」や「相談」は、子どもや親への支援のはじまりの一步に過ぎないと認識する必要があります。

保育所や幼稚園、学校は、まず市町村の児童相談窓口や児童相談所への「通告」あるいは「相談」をし、地域で親子を支援するためのネットワークの一員になり、ケース検討会等に参加するなど、子どもと親への支援者のひとりとして、かかわっていく姿勢が求められています。

Ⅲ 資料

1 関係機関

(1) 地域の主な関係機関の役割

○市町村児童福祉担当課、福祉事務所(家庭児童相談室)

児童相談に関して市町村が担う役割は、次のとおりです。

- (1) 児童・妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努める。
- (2) 児童・妊産婦の福祉に関し、必要な情報提供を行う。
- (3) 児童・妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査・指導を行う。
- (4) (3)のうち専門的な知識・技術を必要とするものは、児童相談所の技術的援助・助言を求めなければならない。
- (5) (3)の業務を行うに当たって、医学的、心理学的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定を必要とする場合は、児童相談所の判定を求めなければならない。

各市町村では、児童福祉担当課(市では、福祉事務所)を中心に、母子保健や教育分野の関係各課等と連携して、児童相談に対応していくことになります。

また、市の福祉事務所には家庭児童相談室が設置されており、家庭において児童が健やかに育てられるよう、専門の相談員が相談に応じ、助言や指導を行っています。

児童虐待の通告先としては、児童相談所とともに、一義的に市町村と県の福祉事務所が規定されています。

○児童相談所

児童相談所は、0歳から18歳未満の子どもに関する家庭や関係機関などからの相談のうち、専門的な知識、技術を必要とするものについて、必要に応じて、子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動などについて専門的な角度から総合的に調査、診断、判定(総合診断)を行い、それに基づいた指導や児童福祉施設への入所、里親への委託などを行う専門機関です。

また、児童虐待への対応では、安全確認のための立入調査や子どもの一時保護、家庭裁判所に親の意に反しての施設入所の承認を求める審判の申し立てなどを行う法的な権限を持っています。

なお、平成16年12月の児童福祉法改正によって、児童相談所の役割は、専門的な知識・技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援に重点化されています。

○市町村保健センター

市町村保健センターは、健康相談や保健指導、健康診査などの地域保健に取り組む第一線機関で、住民に対して直接保健サービスを提供しています。

母子保健の分野では、両親（母親）学級や妊婦健康診査、育児相談、乳幼児健康診査、家庭訪問などを行っています。

また、児童虐待への対応では、次のような役割を担っています。

- ・要支援家庭の発見（妊娠届、両親学級、新生児訪問、乳幼児健康診査等の場でのアセスメント）
- ・生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業などによる支援
- ・地区組織を活用した子育て支援
- ・児童福祉担当課との協力・連携により、虐待通告も含めた児童相談の受理

○保健所

保健所は、地域保健の広域的、専門的かつ技術的な拠点です。子どもの関係では、養育支援が必要な家庭への家庭訪問による保健指導や、子どもの心の健康相談などを行っています。

児童虐待への対応では、次のような役割を担っています。

- ・児童虐待が起りやすい家庭への家庭訪問・面接などによる支援
 - ・精神的問題を持つ親への支援
 - ・予防・再発防止のための心理的ケア
 - ・市町村支援（困難事例に対する同行訪問、虐待予防のためのシステム構築への支援）
- ※ 大分市については、市で独自に保健所を設置しています。

○民生委員・児童委員、主任児童委員

児童委員（民生委員と兼務）は、担当する地域の子どもと妊産婦の福祉に関し、相談に応じるとともに、福祉事務所、児童相談所と連携を図り、次のような仕事をしています。

- ・担当地域の子どもに関する状況の把握
- ・保護や指導を必要とする子どもの発見・通告、子どもとその家庭の調査・指導
- ・里親制度のPR、里親申込希望者の発見
- ・子ども会など児童健全育成活動への援助

主任児童委員は、子どもに関する事項を専門的に担当し、地域を担当する児童委員と一体となって活動します。

児童虐待への対応では、地域に密着した活動の中で、家庭状況の把握が可能であり、早期発見の役割が期待されます。また、親子を継続的に見守り、支援していくことや、地域ぐるみでの子育て環境づくりを進めていく役割も担っています。

また、児童虐待の通告では、児童委員は通告の仲介、つまり住民と市町村、県福祉事務所、児童相談所との橋渡しをする役割を担います。

○医療機関

地域の医療機関は、児童虐待が救急医療機関や小児科医などで発見されることもあることから、早期発見において重要な役割を果たします。

また、出産や子どもの病気、親の病気などから、養育力の不足している家庭状況を早期に把握することも可能であるため、地域の関係機関への情報提供が重要な意味を持ちます。

さらに、入院や通院などでの関わりを通じて、在宅支援でも大きな役割を果たします。

○児童福祉施設、里親等

虐待を受けている子どもを親から引き離して保護し、養育します。児童相談所をはじめ関係機関と連携して、子どもの心と体のケアや、親子関係の修復、親子の再統合に向けた支援を行います。

○婦人相談所

婦人相談所は、「売春防止法」に基づき保護を必要とする女性に対し、相談、指導、保護等の援助を行っています。また、平成13年10月に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）に基づく「配偶者暴力相談支援センター」として、被害者からの相談に応じ、関係機関との連携のもと被害者の一時保護や自立支援を行っています。

(2) 相談窓口の一覧（機関名・電話番号）

◎市町村児童福祉担当課・福祉事務所

（虐待などの一次的な児童相談窓口）

機関名	電話番号
大分市中央子ども家庭支援センター	097-537-5688
大分市東部子ども家庭支援センター	097-527-2140
大分市西部子ども家庭支援センター	097-541-1440
別府市児童家庭課	0977-21-1427
中津市子育て支援課	0979-22-1129
日田市こども未来室	0973-22-8317
佐伯市こども福祉課	0972-22-3972
臼杵市福祉事務所	0972-86-2709
津久見市福祉事務所	0972-82-9519
竹田市福祉事務所	0974-63-4811
豊後高田市子育て・健康推進課	0978-23-1840
杵築市子育て・健康推進課	0977-75-2408
宇佐市子育て支援課	0978-32-1111（内線613）
豊後大野市社会福祉課こども支援室	0974-22-1001（内線2143）
由布市子育て支援課	0977-84-3111（内線301）
国東市福祉事務所	0978-72-5164
姫島村住民福祉課	0978-87-2111（内線152）
日出町福祉対策課	0977-73-3121

機関名	電話番号
九重町ふれあい生活課	0973-76-3802
玖珠町福祉保健課	0973-72-1115

※子どもの居住地の市町村の担当窓口にご相談ください。

◎児童相談所

(虐待などのより専門的な児童相談)

機関名	電話番号
大分県中央児童相談所	097-544-2016
大分県中津児童相談所	0979-22-2025

【それぞれの児童相談所の管轄地域】

◆大分県中央児童相談所

大分市、別府市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、杵築市、豊後大野市、由布市、国東市、
姫島村、日出町、九重町、玖珠町

◆大分県中津児童相談所

中津市、日田市、豊後高田市、宇佐市

◎県福祉事務所・保健所

機関名	電話番号
東部保健所地域福祉室(日出福祉事務所)	0977-72-2327
西部保健所地域福祉室(玖珠福祉事務所)	0973-72-9522
東部保健所	0977-67-2511
東部保健所国東保健部	0978-72-1127
中部保健所	0972-62-9171
中部保健所由布保健部	097-582-0660
南部保健所	0972-22-0562
豊肥保健所	0974-22-0162
西部保健所	0973-23-3133
北部保健所	0979-22-2210
北部保健所豊後高田保健部	0978-22-3165

◎大分県子育て電話相談センター

(子育てに関することなら何でも相談できる電話相談)

機関名	電話番号
いつでも子育てほっとライン	0120-462-110

2 児童虐待防止に関する主な法令・通知

◎児童福祉法（抜粋）〔昭和22年12月12日法律第164号〕
〔最終改正〕平成23年法律第122号

第10条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。

三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

② 市町村長は、前項第3号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

③ 市町村長は、第1項第3号に掲げる業務を行うに当たって、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。

④ 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

第11条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 前条第1項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。

ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。

ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。

ホ 児童の一時保護を行うこと。

ヘ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

② 都道府県知事は、市町村の前条第1項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

③ 都道府県知事は、第1項又は前項の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。

④ 都道府県知事は、第一項第二号へに掲げる業務に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

⑤ 前項の規定により行われる第一項第二号へに掲げる業務に係る事務に従事する者又は従事

していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第12条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

② 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第1項第1号に掲げる業務(市町村職員の研修を除く。)及び同項第2号ロからホまでに掲げる業務を行うものとする。

③④(略)

第25条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満14歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

第25条の2 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成される要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くように努めなければならない。

② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(以下「要保護児童等」という。)に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

③ 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

④ 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。

⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

⑥ 要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものを置くように努めなければならない。

第25条の3 協議会は、前条第2項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

第25条の5 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 三 前2号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

第25条の6 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、第25条の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、当該児童の状況の把握を行うものとする。

第25条の7 市町村(次項に規定する町村を除く。)は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、第25条の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者(以下「通告児童等」という。)について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 第27条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
 - 二 通告児童等を当該市町村の設置する福祉事務所の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第4項に規定する知的障害者福祉司(以下「知的障害者福祉司」という。)又は社会福祉主事に指導させること。
 - 三 第三十三条の六第一項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行うこと(以下「児童自立生活援助の実施」という。)が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
 - 四 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第八条の二第一項の既定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第二十九条若しくは同法第九条第一項の既定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の既定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。
- ② 福祉事務所を設置していない町村は、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、通告児童等又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。
- 一 第27条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。
 - 二 次条第2号の措置が適当であると認める者は、これを当該町村の属する都道府県の設置する福祉事務所に送致すること。
 - 三 助産の実施又は母子保護の実施が適当であると認める者は、これをそれぞれその実施に係る都道府県知事に報告すること。
 - 四 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
 - 五 児童虐待の防止等に関する法律第八条の二第一項の既定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第二十九条若しくは同法第九条第一項の既定による立入り及び調査若しくは質問又は第三十三条第一項若しくは第二項の既定による一時保護の実施が適当であると認める者は、これを都道府県知事又は児童相談所長に通知すること。

第26条 児童相談所長は、第25条の規定による通告を受けた児童、第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号、前条第1号又は少年法(昭和23年法律第168号)第18条第1項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。
- 二 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは都道府県以外の障害児相談支援事業を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに指導を委託すること。
- 三 第25条の7第1項第2号又は前条第2号の措置が適当であると認める者は、これを福祉事務所に送致すること。
- 四 保育の実施等が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の実施等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知すること。
- 五 児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- 六 第21条の25の規定による措置が適当であると認める者は、これをその措置に係る市町村の長に報告し、又は通知すること。
- 七 子育て短期支援事業又は養育支援訪問事業の実施が適当であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。

②(略)

第27条 都道府県は、前条第1項第1号の規定による報告又は少年法第18条第2項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。
- 二 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害児相談支援事業に係る職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害児相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に指導を委託すること。
- 三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。
- 四 家庭裁判所の審判に付することが適当であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。

② 都道府県は、第43条の3又は第43条の4に規定する児童については、前項第3号の措置に代えて、国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの(以下「指定医療機関」という。)に対し、これらの児童を入院させて肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設におけると同様な治療等を行うことを委託することができる。

③ 都道府県知事は、少年法第18条第2項の規定による送致のあつた児童につき、第1項の措置を採るにあたっては、家庭裁判所の決定による指示に従わなければならない。

④ 第1項第3号又は第2項の措置は、児童に親権を行う者(第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。以下同じ。)又は未成年後見人があるときは、前項の場合を除いては、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これを採ることができない。

- ⑤ 都道府県知事は、第1項第2号若しくは第3号若しくは第2項の措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更する場合には、児童相談所長の意見を聴かなければならない。
- ⑥ 都道府県知事は、政令の定めるところにより、第1項第1号から第3号までの措置（第3項の規定により採るもの及び第28条第1項第1号又は第2号ただし書の規定により採るものを除く。）若しくは第2項の措置を採る場合又は第1項第2号若しくは第3号若しくは第2項の措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

◎児童虐待の防止等に関する法律〔平成12年5月24日法律第82号〕
〔施行〕平成12年11月20日〔最終改正〕平成19年法律第73号

(関係通知)

H 12.11.20 通知:「児童虐待の防止等に関する法律」の施行について

平成12年11月20日児発第875号厚生省児童家庭局長通知

H 16. 8.13 通知①:「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について

平成16年8月13日雇発第0813003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

H 16. 8.13 通知②: 特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取扱い等について

平成16年8月13日雇発第0813003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

H 20. 3.14 通知:「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行について

平成20年3月14日雇発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知

(目的)

第1条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を推進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

[H 12.11.20 通知]1 法の目的(第1条関係)

児童虐待は、家庭内におけるしつけとは明確に異なり、親権や親の懲戒権によって正当化されるものではなく、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあり、早期に発見し対応することが喫緊の課題となっているところである。

児童虐待の防止等に関する法律は、こうした状況を踏まえ、本問題の解決の緊急性にかんがみ、児童虐待の防止等に関する施策を推進するため、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めるものであること。

[H 16. 8.13 通知①]1 目的(法第1条関係)

法の目的規定について

- ① 児童虐待が児童の人権を著しく侵害するものであり、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすこと、
- ② 児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務を定めること、
- ③ 児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置を定めること、

が明確にされた。

[H 20. 3.14 通知]1 目的(第1条関係)

この法律の目的として、「児童の権利利益の擁護に資すること」を明記するものとされた。

(児童虐待の定義)

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者

で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(18歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

[H 12.11.20 通知]2 児童虐待の定義(第2条関係)

(1) 第2条における「保護者」とは、児童福祉法と同様に親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現実に監督、保護している場合の者であり、親権者や後見人であっても、児童の養育を他人に委ねている場合は保護者ではないこと。他方、親権者や後見人でなくても、例えば、児童の母親と内縁関係にある者も、児童を現実に監督、保護している場合には保護者に該当するものであること。

(2) 「現に監護する」とは、必ずしも、児童と同居して監督、保護しなくともよいが、少なくとも当該児童の所在、動静を知り、客観的にその監護の状態が継続していると認められ、また、保護者たるべき者が監護を行う意思があると推定されるものでなければならぬこと。また、児童が入所している児童福祉施設の施設長は、児童を現に監護している者であり、「保

[H 16.8.13 通知①]2 児童虐待の定義(法第2条関係)

児童虐待の定義について、

- ① 保護者以外の同居人による児童に対する身体的虐待、性的虐待及び心理的虐待を保護者が放置することも、保護者としての監護を著しく怠る行為(いわゆるネグレクト)として児童虐待に含まれること、
- ② 児童の目前で配偶者に対する暴力が行われること等、直接児童に対して向けられた行為ではなくても、児童に著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に含まれること、が明確にされた。

(児童に対する虐待の禁止)

第3条何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

[H 12.11.20 通知]3 児童虐待の禁止(第3条関係)

第3条は、何人も、本来保護すべき児童を虐待してはならないことを規定するものであること。本条にいう「虐待」とは、第2条で定義されている保護者による児童虐待のみならず、幅広く児童の福祉を害する行為や不作為を含むものであること。

(国及び地方公共団体の責務等)

第4条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援(児童虐待を受けた後18歳となった者に対する自立の支援を含む。第3項及び次条第2項において同じ。)並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために

必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。

5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

6 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一議的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。

7 何人も、児童の健全な成長のために、良好な家庭的環境及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

[H 16. 8.13 通知①]3 国及び地方公共団体の責務等(法第4条関係)

(1) 児童虐待の防止等のために必要な体制の整備(第1項関係)

① 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援(児童虐待を受けた後18歳となった者に対する支援を含む。)並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関の整備に努めなければならないこととされた。

② ここで児童虐待を行った保護者に対する「親子の再統合の促進への配慮」その他の児童虐待を受けた児童が「良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮」をした適切な指導及び支援が規定された趣旨は次のとおりである。

児童がその保護者から虐待を受けた場合、必要に応じて児童を保護者から一時的に引き離すことがあるが、そうした場合であっても当該児童及び保護者が親子であることには何ら変わりはなく、保護者が虐待の事実と真摯に向き合い、再び児童とともに生活できるようになる(「親子の再統合」)のであれば、それは児童の福祉にとって最も望ましい。しかしながら、深刻な虐待事例の中には、児童が再び保護者と生活をともにすることが、児童の福祉にとって必ずしも望ましいとは考えられない事例もある。このような場合まで親子の再統合を促進するものではない。

他方、こうした児童や保護者に対する指導や支援について「良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮」が規定されたのは、親子の再統合を目指す事例に限らず、これを行うことができず家庭に居れなかった事例も含めて、児童に必要なものは「良好な家庭的環境」であるとの考え方からその環境整備に配慮することが想定されているものである。

③ 「関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化」については、「関係省庁」の例としては厚生労働省、文部科学省、警察庁、法務省などが、「関係機関」の例としては、児童相談所、市町村、市町村保険センター、福祉事務所、保健所、

主任児童委員を始めとする児童委員、児童福祉施設、里親、家庭裁判所、幼稚園、小学校等の学校・教育委員会、警察、医療機関、人権擁護機関、精神保険福祉センター、教育相談センター、社会教育施設などが想定されるがむしろこれらに限られるものではない。虐待防止の取組はより多くの担い手が必要であることから個人情報の保護に十分配慮しつつも、社会福祉法人、NPO等、幅広い民間団体との連携にも配慮することが想定されている。

また、こうした関係機関による連携には、児童の転居時における自治体相互間の連携も含まれ、児童相談所相互間の連携も求められている。

なお、以上のような児童虐待の防止等のためには関係機関の連携による横断的な施策の推進が不可欠との考えから、現在の「努めるものとする」との規定が「努めなければならない」に改められた。

(2) 研修等の必要な措置(第2項及び第3項関係)

第2項として、国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとされた。

また、現行第2項を改めて第3項とし、国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的な知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員に加え、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材確保と資質向上を図るため、研修等の必要な措置を講ずるものとされた。

なお、第2項及び第3項における「児童相談所等関係機関」とは、第1項における関係機関のうち、特に実際に児童の保護に当たる機関を指し、具体的には、児童相談所(一時保護所)に加えて、福祉事務所、保健所、警察等が想定される。

また、第2項における「児童の福祉に職務上関係のある者」とは、法に直接規定されている学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士のほか、児童委員、人権擁護委員、精神保健福祉相談員、母子自立支援員、婦人相談員などであって職務上児童の福祉に関係のある者が想定される。

(3) 広報その他の啓発活動(第4項関係)

国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権についても必要な広報その他の啓発活動に努めなければならないことが規定された。

(4) 調査研究及び検証(第5項関係)

我が国が児童虐待防止対策に本格的に取り組んでまだ日も浅く、また諸外国にあっても様々な試行錯誤が試みられている状況を踏まえ、国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとされた。

厚生労働省においては厚生労働科学研究や本年2月27日に公表した「児童虐待死亡事例の検証と今後の虐待防止対策について」などに取り組んでいるところであり、地方公共団体にあっても地域の事情を踏まえた様々な調査研究や検証の実施が想定されている。

[H 20. 3.14 通知]2 国及び地方公共団体の責務等(第4条関係)

(1) 国及び地方公共団体の責務に、児童虐待を受けた児童等に対する「医療の提供体制の整備」を加えるものとされた。

(2) 国及び地方公共団体の責務に、「児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析」を加えるものとされた。

(3) 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならないものとされた。

(児童虐待の早期発見等)

第5条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職

員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

[H 16. 8.13 通知①]4 児童虐待の早期発見等(法第5 条関係)

(1) 現行法においては、児童虐待の早期発見に関する努力義務が学校の教職員、児童福祉施設の職員といった個人にのみ課されているため、児童虐待の通告を行う者がその所属する団体の支援を得られない場合があるとの指摘を踏まえ、こうした児童の福祉に職務上関係のある者だけでなく、学校、児童福祉施設、病院等の児童の福祉に業務上関係のある団体も児童虐待の早期発見に責任を負うことが明確にされた。

(2) こうした児童の福祉に職務上関係のある団体及び個人については、児童虐待の早期発見に努めるだけでなく、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならないこととされた。

(3) また、幼稚園、小学校等の学校及び保育所等の児童福祉施設は、児童や保護者に接する機会が多いことを踏まえ、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならないこととされた。

(児童虐待に係る通告)

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

[H16. 8.13 通知①]5 児童虐待に係る通告(法第6条関係)

児童虐待の早期発見を図るためには、広く通告が行われることが望ましい。しかし、現行の通告の対象は「児童虐待を受けた児童」とされており、基本的には、児童が虐待を受けているところを通告者が目の前で見た、あるいは児童の体に虐待によるあざや傷があるのを見たといった児童虐待が行われていることが明白な場合が想定されていた。

このため通告の対象が「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡大された。これにより虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、一般の人の目から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告義務が生じることとなり、児童虐待の防止に資することが期待されるところである。

なお、こうした通告については、法の趣旨に基づくものであれば、それが結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないものと考えられる。

第7条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第1項の規定による通

告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第8条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第6条第1項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

一 児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の既定により当該児童を児童相談所に送致すること。

二 当該児童のうち次条第一項の既定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の既定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の既定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。

2 児童相談所が第6条第1項の規定による通告又は児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号又は第25条の8第1号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ同法第33条第1項の規定による一時保護を行うものとする。

3 前2項の児童の安全の確認を行うための措置、児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

[H 16. 8.13 通知①]6 通告又は送致を受けた場合の措置(法第8条関係)

(1) 児童相談所が通告等を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の手段により当該児童の安全の確認を行うよう努めることとされた。「児童相談所運営指針平成14年12月12日改訂版」においても、「虐待相談の場合、緊急保護の要否を判断する上で児童の心身の状況を直接観察することが極めて有効」とされており、可能な限り面会による確認を行うことが望ましい。しかし面会以外の手段によっても安全の確認を行うことが可能な場合もあることから、このような規定とされたものである。

(2) 「近隣住民の協力」については、児童相談所等の関係機関が児童に対する虐待が行われていることに気づかない場合であっても近隣住民は知りうることも想定されることから児童の安全の確認を確実に行うための1つの手段として規定されたものである。

(3) 児童相談所による児童の安全確認や一時保護について、「速やかに」行うべき旨は現行法にも規定されているが、この点が別項に強調して規定された。

なお、この点に関しては、都道府県ごとの児童相談体制の整備に格差がある中で全国一律に時間を定めることは困難であるが、安全確認や一時保護を速やかに行うべき旨が強調して規定されることにより、初動の重要性が改めて確認され、より一層速やかに対応されることが期待されることである。

[H20. 3.14 通知]3 安全確認義務(第8条関係)

(1) 市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長による児童虐待を受けたと思われる児童の安全確認が努力義務であったのを改め、安全確認のために必要な措置を講ずることを義務化するものとされた。

(2) 市町村長又は都道府県の設置する福祉事務所の長は、出頭要求、調査質問、立入調査又は一時保護の実施が適当であると判断した場合には、その旨を都道府県知事又は児童相談所長に通知するものとされた。

(出頭要求)

第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により当該児童の保護者の出頭を求めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護者に対し、出頭を求める理由となった事実の内容、出頭を求める日時及び場所、同伴すべき児童の氏名その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の保護者が同項の規程による出頭の求めに応じない場合は、次条第1項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずるものとする。

[H 20.3.14 通知]4 出頭要求(第8条の2関係)

(1) 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等に必要な調査又は質問をさせることができるものとされた。

(2) 都道府県知事は、保護者が(1)の出頭の求めに応じない場合、立入調査その他の必要な措置を講ずるものとされた。

(立入調査等)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第29条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する吏員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第61条の5の規定を適用する。

[H 12.11.20 通知]7 立入調査等(第9条関係)

(1) 従来、児童福祉法第29条に基づき、児童福祉法第28条の規定による措置を採るため必要があると認めるときは、立入調査等行える旨が規定されていたところがあるが、本条の規定により、児童虐待が行われているおそれがあると都道府県知事が認めるときは、立入調査等を実施できることを規定したものであること。

(2) 第1項に基づく立入り及び調査又は質問を正当な理由なくして拒んだ場合等については、必要に応じて児童福祉法第62条第1号の規定の活用を図ること。なお、本条は、保護者が立入調査を拒否し、施錠してドアを開けない場合などにおいて、鍵やドアを壊して立ち入ることを直ちに可能とするものではないが、事態の緊急性によっては、こうした行為が正当防衛等として許容される場合もあり得ること。

(再出頭要求等)

第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 第8条の2第2項の規定は、前項の規定による出頭の求めについて準用する。

[H 20. 3.14 通知]5 再出頭要求(第9条の2関係)

都道府県知事は、保護者が正当な理由なく立入調査を拒否した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等に必要な調査又は質問をさせることができるものとされた。

(臨検、捜査等)

第9条の3 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は第9条第1項の児童の保護者が前条第1項の規定による出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を捜索させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は捜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

3 都道府県知事は、第1項の許可状(以下「許可状」という。)を請求する場合においては、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料、臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料並びに当該児童の保護者が第9条第1項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したこと及び前条第1項の規定による出頭の求めに応じなかったことを証する資料を提出しなければならない。

4 前項の請求があった場合においては、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所又は捜索すべき児童の氏名並びに有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を都道府県知事に交付しなければならない。

5 都道府県知事は、許可状を児童の福祉に関する事務に従事する職員に交付して、第1項の規定による臨検又は捜索をさせるものとする。

6 第1項の規定による臨検又は捜索に係る制度は、児童虐待が保護者がその監護する児童に対して行うものであるために他人から認知されること及び児童がその被害から自ら逃れることが困難である等の特別の事情から児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにかんがみ特に設けられたものであることを十分に踏まえた上で、適切に運用されなければならない。

〔H 20. 3.14 通知〕6 臨検等(第9条の3から第10条の6までの関係)

(1) 都道府県知事は、保護者が5の再出頭要求を拒否した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、児童相談所の職員等に児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は児童を捜索させることができるものとされた。

(2) 警察署長に対する援助要請その他の臨検等に当たって必要な手続き等を定めるものとされた。

(臨検又は捜索の夜間執行の制限)

第9条の4 前条第1項の規定による臨検又は捜索は、許可状に夜間でもすることができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。

2 日没前に開始した前条第1項の規定による臨検又は捜索は、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

(許可状の提示)

第9条の5 第9条の3第1項の規定による臨検又は捜索の許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

(身分の証明)

第9条の6 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第2項の規定による調査若しくは質問(以下「臨検等」という。)をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(臨検又は捜索に際しての必要な処分)

第9条の7 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検又は捜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。

(臨検等をする間の出入りの禁止)

第9条の8 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等をする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に入出入りすることを禁止することができる。

(責任者等の立会い)

第9条の9 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検又は捜索をするときは、当該児童の住所若しくは居所の所有者若しくは管理者(これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。)又は同居の親族で成年に達した者を立ち合わせなければならない。

2 前項の場合において、同項に規定する者を立ち合わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第10条児童相談所長は、第8条第2項の規定による児童の安全の確認又は一時保護を行おうとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問又はさせ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。

2 児童相談所長又は都道府県知事は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ迅速かつ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、児童の生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

[H 12.11.20 通知]8 警察官の援助(第10条関係)

(1) 第10条(現行第10条第1項)において「必要があると認めるとき」とは、児童相談所長等による職務執行に際し、保護者又は第三者から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがある場合、現に児童が虐待されているおそれがある場合などであって、児童相談所長等だけでは職務執行をすることが困難なため、警察官の援助を必要とする場合をいうこと。また、児童相談所長等による職務執行とこれに対する警察官の援助を効果的に実施し、児童の保護の万全を期する観点からは、緊急性のある場合などを除き、警察官と児童相談所長等との間で事前に協議を行うことが望ましいこと。

(2) 警察官の「援助」とは、児童相談所長等による職務執行に際して、当該職務執行が円滑に実施できるようにする目的で警察官が警察法、警察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行う措置をいうこと。なお、本法に基づく安全確認、一時保護、立入調査等の職務執行そのものは、警察官の任務ではなく、児童相談所長等がその専門的知識に基づき行うべきものであること。援助を求められた警察官は、具体的には、

- ① 職務執行の現場の臨場したり、現場付近で待機したり、状況により児童相談所長等と一緒に立ち入ること
- ② 保護者等が暴行、脅迫等により職務執行を妨げようとする場合や児童への加害行為が現に行われようとする場合等において、警察官職務執行法第5条に基づき警告を発し又は行為を制止し、あるいは同法第6条第1項に基づき住居等に立ち入ること
- ③ 現に犯罪に当たる行為が行われている場合に刑事訴訟法第213条に基づき現行犯として逮捕するなどの検挙措置を講じることなどの措置を採ることも考えられること。

なお上記②の警察官職務執行法第6条第1項に基づく立入りについては、立入りの際に、必要があれば、社会通念上相当と認められる範囲内で、鍵を破壊する、妨害する者を排除するなどの実力を行使することもできること。また、上記③の現行犯逮捕において、必要があれば認められる住居等への立入り(刑事訴訟法第220条第1項第1号)についても同様であること。

(3) 警察官の援助を「求める」とは、児童相談所長等から警察官に援助を求めることであるが、行政組織を一体的に運営し、児童の保護の万全を期する観点から、緊急の場合を除き、児童相談所長から警察署長に対して援助を求めるなど文書で事前に組織上の責任者から責任者に対して行うことを原則とすること。

[H 16. 8.13 通知①]7 警察所長に対する援助要請等(法第10条関係)

(1) 現行法においても、児童相談所長等による児童の安全確認等の職務の執行に際し必要があると認めるときは、警察官の援助を求めることができることとされているが、児童相談所による警察官への援助要請がこれまで必ずしも適切に行われず、現行法の規定が適切に適用されてこなかったとの指摘がある。

このため、児童相談所長等による警察署長に対する援助要請は、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じて適切に、求めなければならない義務である旨が明確にされたものである。

(2) また、警察官の援助の下で児童相談所長等が適切に児童の安全確認等の職務を行うことを促すため、児童相談所長等から援助要請を受けた警察署長は、児童の生命又は身体の安全を確認し、又は確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、こうした職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならないこととされた。

(3) こうした警察署長に対する援助要請については、その適用について既に「児童虐待の防止等に関する法律の施行について」(平成12年11月20日児発第875号厚生省児童家庭局長通知)及び「子ども虐待対応の手引き」(平成12年11月改訂版)により示しているところであるが、改正法の趣旨を踏まえ、その適切な運用の徹底に遺漏なきようお願いする。

(調書)

第10条の2 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検又は捜索をしたときは、これらの処分をした年月日及びその結果を記載した調書を作成し、立会人に示し、当該立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印をせず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

(都道府県知事への報告)

第10条の3 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、臨検等を終えたときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第10条の4 臨検等に係る処分については、行政手続法(平成5年法律第88号)第3章の規定は、適用しない。

(不服申立ての制限)

第10条の5 臨検等に係る処分については、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てをすることができない。

(行政事件訴訟の制限)

第10条の6 臨検等に係る処分については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第37条の4の規定による差止めの訴えを提起することができない。

(児童虐待を行った保護者に対する指導)

第11条 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に適切に行わなければならない。

2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

3 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第33条第2項の規定により児童相談所長をして児童

虐待を受けた児童に一時保護を加えさせ又は適当な者に一時保護を加えることを委託させ、同法第27条第1項第3号又は第28条第1項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。

5 児童相談所長は、第三項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第33条の6の規定による請求を行うものとする。

[H 12.11.20 通知]9 指導を受ける義務等(第11条、第13条関係)

児童虐待を行った保護者は、児童福祉法第27条第1項第2号に規定する指導措置が採られた場合その指導を受ける義務を負い(第11条第1項(現行第2項))、同号の指導を受けない場合においては、都道府県知事は、当該指導を受けるよう勧告することができる(第11条第2項(現行第3項))。当該保護者の児童が児童福祉施設に入所しているか否かを問わない。また、第13条により、児童福祉施設入所措置の解除に当たって、都道府県知事は、児童福祉法第27条第1項第2号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聞かなければならず、児童福祉司は児童の家庭復帰の希望、保護者の虐待の原因解消への努力等を確認した上で意見を述べること。

[H 16. 8.13 通知①]8 児童虐待を行った保護者に対する指導(法第11条関係)

児童虐待を行った保護者に対する指導について、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に適切に行わなければならないことが規定された。なお、「親子の再統合への配慮」及び「良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮」の趣旨については3(1)(2)に示したとおりである。

[H 20. 3.14 通知]7 児童虐待を行った保護者に対する指導(第11条関係)

(1) 児童虐待を行った保護者に対する指導に係る勧告に保護者が従わなかった場合には、当該保護者の児童について、都道府県知事が一時保護、同意に基づかない施設入所等の措置(以下「強制入所等」という。)その他の必要な措置を講ずる旨が明記された。

(2) 児童虐待を行った保護者が、保護者に対する指導に係る勧告に従わず、その児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉に害する場合には、必要に応じて、適切に、親権喪失宣告の請求を行うものとされた。

(面会等の制限等)

第12条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第27条第1項第3号の措置(以下「施設入所等の措置」という。)が採られ、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

- 一 当該児童との面会
- 二 当該児童との通信

2 前項の施設の長は、同項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。

3 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置(児童福祉法第28条の規定によるものに限る。)が採られ、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれ

ば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

[H 12.11.20 通知]10 面会又は通信の制限(第12条関係)

児童福祉法第28条に基づき、保護者の意に反する措置が採られた場合には、児童に対する保護者の監督権や居所指定権などの親権が制限されていることに鑑み、児童相談所長又は児童福祉法第27条第1項第3号に規定する施設の長は、第12条に基づき、保護者に対して面会又は通信の制限を行うことができること。

[H 20.3.14 通知]8 面会等の制限等(第12条から第12条の4まで及び第17条関係)

(1) 一時保護及び同意に基づく施設入所等の措置の場合にも、強制入所等の場合と同様に、児童相談所長等は、児童虐待を行った保護者について当該児童との面会又は通信を制限することができるものとされた。

(2) 都道府県知事は、強制入所等の場合において、(1)により面会及び通信の全部が制限されているときは、児童虐待を行った保護者に対し、当該児童の身辺へのつきまとい又はその住居等の付近ではいかいを禁止することを命ずることができるものとされた。また、この命令の違反につき、罰則を設けるものとされた。

第12条の2 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置(児童福祉法第28条の規定によるものを除く。以下この項において同じ。)が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求め、当該保護者が前条第1項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第33条第1項の規定により当該児童に一時保護を行うことができる。

2 児童相談所長は、前項の一時保護を行った場合には、速やかに、児童福祉法第26条第1項第1号の規定に基づき、同法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

[H 16.8.13 通知①]9 面会又は通信の制限等(法第12条の2関係)

虐待を受けた児童について保護者の同意を得て児童福祉施設への入所等の措置が採られた場合であっても、児童との面会や通信を認めた場合、このことが必ずしも児童にとって適当でない場合もある。このため、保護者の同意を得て児童福祉施設への入所等の措置が採られている場合であっても、保護者が児童の引渡しあるいは児童との面会や通信を求め、これを認めた場合には再び虐待が行われ、又は虐待を受けた児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該児童に一時保護を行うことができるとし、この一時保護を行った場合には、児童相談所長は、速やかに児童福祉法第28条による児童福祉施設への入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならないこととされた。

このように、保護者の同意に基づく施設入所等の措置の場合であっても、一時保護を経て、児童福祉法第28条の規定に基づき家庭裁判所の承認を得て行う強制的な措置に切り替えることにより、必要に応じて保護者の面会・通信を制限することが可能となることを明確にしたものである。なお、家庭裁判所の審判手続きが行われている間に保護者が児童との面会・通信を求めてきた場合の対応方針については別途検討中である。

第12条の3 児童相談所長は、児童福祉法第33条第1項の規定により児童虐待を受けた児童に

ついて一時保護を行っている場合(前条第1項の一時保護を行っている場合を除く。)において、当該児童について施設入所等の措置を要すると認めるときであつて、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が当該児童の引渡しを求めると、当該保護者が第12条第1項の規定による制限に従わないことその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反すると認めるときは、速やかに、同法第26条第1項第1号の規定に基づき、同法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第12条の4 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置(児童福祉法第28条の規定によるものに限る。)が採られ、かつ、第12条第1項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、六月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいてはならないことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する場合において、引き続き児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、六月を超えない期間を定めて、同項の規定による命令に係る期間を更新することができる。

3 都道府県知事は、第1項の規定による命令をしようとするとき(前項の規定により第1項の規定による命令に係る期間を更新しようとするときを含む。)は、行使手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第1項の規定による命令をするとき(第2項の規定により第1項の規定による命令にかかる期間を更新するときを含む。)は、厚生労働省令で定める次項を記載した命令書を交付しなければならない。

5 第1項の規定による命令が発せられた後に児童福祉法第28条の規定による施設入所等の措置が解除され、停止され、若しくは他の措置に変更された場合又は第12条第1項の規定による制限の全部又は一部が行われなくなった場合は、当該命令は、その効力を失う。同法第28条第4項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られている場合において、第1項の規定による命令が発せられたときであつて、当該命令に係る期間が経過する前に同条第二項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。

6 都道府県知事は、第1項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなつたと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならない。

(施設入所等の措置の解除)

第13条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第27条第1項第2号の措置が採られた場合において、

当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果その他厚生労働省令で定める次項を勧案しなければならない。

[H 20.3.14 通知]9 施設入所等の措置の解除(第13条関係)

都道府県知事は、施設入所等の措置を解除するに当たっては、児童虐待を行った保護者の指導に当たった児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該保護者に対し採られた措置の効果、児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果等を勧案しなければならないものとされた。

(児童虐待を受けた児童等に対する支援)

第13条の2 市町村は、児童福祉法第24条第3項の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

[H 16.8.13 通知①]10 児童虐待を受けた児童等に対する支援(法第13条の2関係)

(1) 市町村は、児童福祉法の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならないこととされた。

なお、具体的な取扱いについては、「保育所の入所等の選考の際における特別の支援を要する家庭の取扱いについて」(平成16年8月13日雇児発第0813003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を参照されたい。

(2) 国及び地方公共団体は、虐待を受けたために学校での学習が遅れてしまった児童についても、その年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないこととされた。

(3) 虐待を受けた児童のケアや児童福祉施設への入所等の措置自体、児童の保護であると同時にその自立支援としての側面も有しているが、自立のための支援が最も切実に必要とされるのは、虐待を受けた後に保護者との関係が絶たれた児童が児童福祉施設を退所等する場合であり、住居の賃貸契約や高等教育を受けるための資金の確保、就職に際しての保証人の確保や住み込み形式の職業に就職先が偏りがちであること等、多くの困難に直面している。

こうしたことを踏まえ、国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立支援のための施策を講じなければならないこととされた。

[H 16.8.13 通知②]

1 保育所の入所に係る特別の配慮等について

(1) 児童福祉法第24条第3項の規定により、保育所に入所する児童を選考する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭を保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うこと。

この場合において「特別の支援を要する家庭」とは、

① 児童虐待防止の観点から、児童福祉法第25条の2第3号又は第26条第1項第4号の規定により、保育の実施が必要である旨の報告又は通知を受けた児童のある家庭

② 市町村域に設置された児童虐待防止ネットワークなどにおいて、児童虐待防止の観点から保育の実施が特に必要であると考えられる児童のいる家庭

をいうこと。

特に、都市部等の待機児童の多い地域にあつては、こうした特別の支援を要する家庭の児童の優先的取り扱いが徹底されるよう配慮すること。

なお、こうした特別の支援を要する家庭の児童に対する保育の実施については、当該児童の保護者が児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第27条第6号に規定する「前各号に類する状態にあること」に該当するものとして行うものである。

(2) 市町村は、特別の支援を要する家庭について、(1)の保育所入所に関する優先的取扱いに加え、改正児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、児童福祉施設等において行われる特定保育事業やつどいの広場事業などの子育て支援事業の利用についても優先的に取り扱うなどの措置を講じるよう努めること。

2 留意点について

(1) 都道府県及び市町村は、児童相談所長や福祉事務所長に対し、児童虐待の防止の観点から、保育の実施が必要である児童については、児童福祉法第25条の2第3号又は第26条第1項第4号の規定に基づく市町村の長への報告又は通知を適切に行うよう周知すること。

(2) 市町村は、児童相談所長又は福祉事務所長から(1)の報告又は通知を受けたときは、児童福祉法第24条第4項の規定に基づき、児童の保護者に対し保育の実施の申込みを勧奨すること。

(資料又は情報の提供)

第13条の3 地方公共団体に機関は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

[H 20.3.14 通知]10 関係機関等相互の情報提供(第13条の3関係)

地方公共団体の機関は、市町村長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないものとされた。

(都道府県児童福祉審議会等への報告)

第13条の4 都道府県知事は、児童福祉法第8条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会(同条第1項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会)に、第9条第1項の

規定による立入り及び調査又は質問、臨検等並びに児童虐待を受けた児童に行われた同法第33条第1項又は第2項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他の厚生労働省令で定める事項を報告しなければならない。

[H 20.3.14 通知]11 都道府県児童福祉審議会等への報告(第13条の4関係)

都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会等に、立入調査、臨検・捜索及び一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした事例等を報告しなければならないものとされた。

(親権の行使に関する配慮等)

第14条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

(親権の喪失の制度の適切な運用)

第15条 民法(明治29年法律第89号)に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。

(大都市等の特例)

第16条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)並びに児童福祉法第59条の4第1項に規定する児童相談所設置市においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(罰則)

第17条 第12条の4第1項の規定による命令(同条第2項の規定により同条第1項の規定による命令に係る期間が更新された場合における当該命令を含む。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附則(平成16年法律第30号)抄

(検討)

第2条 児童虐待の防止等に関する制度に関しては、この法律の施行後3年以内に、児童の住所又は居所における児童の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、親権の喪失等の制度のあり方その他必要な事項について、この法律による改正後の児童虐待の防止等の法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則(平成19年法律第73号)抄

(検討)

第2条 政府は、この法律の施行後三年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について（通知）

平成22年1月26日21初児生第29号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

児童虐待については、児童相談所への児童虐待に関する相談件数が年々増加の一途をたどっていること、重大な児童虐待事件があとを絶たないこと、及び医療的ケアが必要となるような困難な事例の増加など依然として深刻な社会問題となっており、これまでも児童虐待の早期発見・対応、被害を受けた児童の適切な保護等、児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応についてお願いしているところです。

しかしながら、今般、東京都江戸川区における事件の発生から、文部科学省としては、児童虐待防止に向けた学校等における対応を改めて緊急かつ徹底して行う必要があると考えております。貴職におかれては、下記の点を踏まえ、所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対し、学校及び教職員に対する法令上の義務等に関して改めて周知徹底を図るとともに、学校等における児童虐待防止のための取組がより一層適切に推進されるよう、改めてご指導を徹底していただくようお願いします。

記

1 児童虐待の防止等に関する法律等の趣旨の徹底

各教育委員会等においては、学校等に対して、「児童虐待の防止等に関する法律の施行について(通知)」(平成12年11月20日。文生参第352号。)及び「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行について(通知)」(平成16年8月13日。16文科生第313号。)等を参考にして、改めて、以下の点についての周知徹底を図ること。

(1)児童虐待の早期発見等:児童虐待の防止等に関する法律上、学校及び学校の教職員は、1)児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないこと(同法第5条第1項)、2)児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならないこと(同条第2項)、3)児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならないこと(同条第3項)などの役割が課されていること。

(2)児童虐待に係る通告:児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないこと(同法第6条第1項)。

2 児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応:

各教育委員会等においては、学校等に対して、「児童虐待防止に向けた学校における適切な対応について(通知)」(平成16年1月30日。15初児生第18号。)、「学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について」(平成18年6月5日。18初児生第11号。)等を参考にして、改めて、以下の点についての指導を行うこと。

(1)学校の教職員は、職務上、児童虐待を発見しやすい立場にあることを再確認し、学校生活のみならず、幼児児童生徒の日常生活面について十分な観察、注意を払いながら教育活動をする中で、児童虐待の早期発見・対応に努める必要があること。そのために、学級担任、生徒指導

担当教員、養護教諭、スクールカウンセラーなど教職員等が協力して、日頃から幼児児童生徒の状況の把握に努めるとともに、幼児児童生徒がいつでも相談できる雰囲気醸成すること。

(2) 虐待を受けた幼児児童生徒を発見した場合には、速やかに児童相談所又は市町村、都道府県の設置する福祉事務所へ通告すること。児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、早期発見の観点から、児童相談所等の関係機関へ連絡、相談をするなど、日頃からの連携を十分に行うこと。関係機関への通告又は相談を行った後においても、継続的に当該機関と緊密に連絡を取り合うなどして児童虐待の防止上必要な対応を図ること。

(3) 上記の対応に当たっては、管理職への報告、連絡及び相談を徹底するなど、学校として組織的に取り組むとともに、教育委員会への連絡、又は必要に応じて相談を行うこと。

3 教育委員会等の責務：

各教育委員会等においては、児童福祉部局等や関係機関と連携しながら、地域の実情に応じて、以下の点に関する取組の推進を図ること。

(1) 児童虐待の予防及び早期発見並びに迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援等を行うため、関係機関との連携の強化等のために必要な体制の整備に努めること。

(2) 学校の教職員が、児童虐待の早期発見・早期通告等児童虐待の防止に寄与するとともに児童虐待を受けた幼児児童生徒の自立の支援等について適切に対応できるようにするため、研修等必要な措置を講ずること。

(3) 児童虐待の防止に資するため、幼児児童生徒の人権、児童虐待が幼児児童生徒に及ぼす影響及び児童虐待に係る通告義務等について、必要な広報その他の啓発活動に努めること。

(4) 児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた幼児児童生徒のケア、並びに学校の教職員等が児童虐待の防止に果たすべき役割等についての調査研究及び検証を行うこと。

(5) 児童虐待を受けた幼児児童生徒が、その年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講ずること。

4 教職員用研修教材の適切な活用：

文部科学省においては、平成21年5月に学校等における児童虐待防止のための取組の一層の充実を図るため、最近の制度改正等の内容を盛り込み、教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」を作成、配付している。

学校、教育委員会においては、本教材の積極的な活用を図るなどして、虐待対応に関する教職員研修の充実を図り、学校等における児童虐待防止の取組を一層適切に推進すること。

○学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（通知）

平成22年3月24日21文科初第775号文部科学大臣政務官通知

児童虐待については、児童相談所への児童虐待に関する相談件数が年々増加の一途をたどっているほか、重大な児童虐待事件も跡を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっており、これまでも児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた幼児児童生徒の適切な保護等、児童虐待防止に向けた適切な対応が図られるよう繰り返しお願いしているところです。

しかしながら、先般、東京都江戸川区において発生した、児童虐待により小学校1年生の児童が亡くなった事件では、学校と市町村、児童相談所等の関係機関の連携が十分に機能しなかったことが問題点の一つとして指摘されているところです。

このたび、このような観点を踏まえ、文部科学省、厚生労働省で協議の上、別添1のとおり「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成しましたので、地域の実情に応じて適切に運用されるよう、上記指針の内容について御了知いただくとともに、所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対し、御指導をお願いします。

なお、本件については、別添2のとおり厚生労働省雇用均等・児童家庭局長からも、各都道府県知事、指定都市市長及び児童相談所設置市市長に対し、通知されておりますので申し添えます。

（別添1）

学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針

1 趣旨

本指針は、学校及び保育所から市町村又は児童相談所（以下「市町村等」という。）への児童虐待の防止に係る資料及び情報の定期的な提供（以下「定期的な情報提供」という。）に関し、定期的な情報提供の対象とする児童、頻度・内容、依頼の手續等の事項について、児童虐待の防止等に関する法律第13条の3の規定に沿った基本的な考え方を示すものである。

2 定期的な情報提供の対象とする児童

（1）市町村が求める場合

要保護児童対策地域協議会（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下「協議会」という。）において児童虐待ケースとして進行管理台帳（注）に登録されており、かつ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「学校」という。）に在籍する幼児児童生徒及び保育所に在籍する乳幼児（以下「幼児児童生徒等」という。）を対象とする。

（注）進行管理台帳とは、市町村内における虐待ケース等に関して、子ども及び保護者に関する情報やその状況の変化等を記載し、協議会において、絶えず、ケースの進行管理を進めるための台帳であり、協議会の中核機関である調整機関において作成するものである。

（2）児童相談所が求める場合

児童相談所（児童福祉法第12条に規定する児童相談所をいう。以下同じ。）が管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となっておらず、かつ、学校等及び保育所から通告があったものなど児童相談所において必要と考える幼児児童生徒等を対象とする。

3 定期的な情報提供の頻度・内容

（1）定期的な情報提供の頻度

定期的な情報提供の頻度は、おおむね1か月に1回を標準とする。

(2) 定期的な情報提供の内容

定期的な情報提供の内容は、上記(1)及び(2)に定める幼児児童生徒等についての、対象期間の出欠状況、(欠席があった場合)家庭からの連絡の有無、欠席の理由とする。

4 定期的な情報提供の依頼の手続

(1) 市町村について

市町村は、上記2(1)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校及び保育所に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

(2) 児童相談所について

児童相談所は、上記2(2)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校及び保育所に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

5 機関(学校及び保育所を含む。)間での合意

(1) 上記4により、市町村等が学校及び保育所に対し、定期的な情報提供の依頼を行う場合は、この仕組みが円滑に活用されるよう、市町村等と学校及び保育所との間で協定を締結するなど、事前に機関の間で情報提供の仕組みについて合意した上で、個別の幼児児童生徒等の情報提供の依頼をすることが望ましいものであること。

(2) 協定の締結等による機関間での合意に際しては、本指針に掲げる内容を基本としつつも、より実効性のある取組となるよう、おおむね1か月に1回を標準としている定期的な情報提供の頻度を柔軟に設定したり、対象となる幼児児童生徒等の範囲を柔軟に設定したり、定期的な情報提供の内容をより幅広く設定するなど、地域の実情を踏まえたものにする事。

(3) 学校は、市町村等と協定の締結等により機関間での合意をしたときは、その内容等を設置者である教育委員会、国立大学法人、都道府県私立学校主管部課(以下「教育委員会等」とする。)に対しても報告すること。

6 定期的な情報提供の方法等

(1) 提供の方法

学校及び保育所は、市町村等から、上記4の依頼文書を受けた場合、依頼のあった期間内において、定期的に上記3に定める定期的な情報提供を書面にて行う。

(2) 教育委員会等への報告等

学校が市町村等へ定期的な情報提供を行った場合は、併せて教育委員会等に対してもその写しを送付すること。また、市町村等へ定期的な情報提供を行うに際しては、地域の実情に応じて教育委員会等を経由することも可能とする。

7 緊急時の対応

定期的な情報提供の期日より前であっても、学校及び保育所において、不自然な外傷、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる幼児児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村等に情報提供又は通告をすること。

8 情報提供を受けた市町村等の対応について

(1) 市町村について

① 学校及び保育所から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた市町村は、必要に応じて当該学校及び保育所から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報を複数人で組織的に評価する。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

② ①の評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら又は関係機関に依頼して家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催など状況把握及び対応方針の組織として行う。

③ 対応が困難な場合には児童相談所に支援を求めるとともに、専門的な援助や家庭への立入調査等が必要と考えられる場合は、速やかに児童相談所へ送致又は通知を行う。

④ 協議会においては、市町村内における全ての虐待ケース(上記2(2)の場合を除く。)について進行管理台帳を作成し、実務者会議の場において、定期的に(例えば3か月に1度)、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことを徹底すること。

(2) 児童相談所について

① 児童相談所が学校及び保育所から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合

ア学校及び保育所から上記6の定期的な情報提供又は上記7の情報提供を受けた児童相談所は、必要に応じて当該学校及び保育所から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報について援助方針会議等による組織的な評価を行う。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

イアの評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催を市町村に求めるなどの状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。ウ必要に応じて立入調査、出頭要求、児童の一時保護等の対応をとる。

② 市町村が学校及び保育所から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合、市町村の求めに応じて積極的に支援するものとする。

9 個人情報の保護に対する配慮

(1) 学校及び保育所から市町村等に対して、定期的な情報提供を行うに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)の目的、基本理念及び各地方公共団体の個人情報保護条例等を踏まえて、幼児児童生徒等、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう十分は配慮の下、必要な限度で行われなければならないので留意すること。

(2) 市町村が学校及び保育所から受けた定期的な情報提供の内容について、協議会の実務者会議及び個別ケース検討会議において情報共有を図ろうとする際は、市町村において、学校及び保育所から提供のあった情報の内容を吟味し、情報共有すべき内容を選定の上、必要な限度で行うこと。

また、協議会における要保護児童等に関する情報の共有は、要保護児童等の適切な保護又は支援を図るためのものであり、協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされているので、このことに十分留

意し、協議会の適切な運営を図ること。

10 その他

市町村等が学校及び保育所以外の関係機関に状況確認や見守りの依頼を行った場合にも、当該関係機関との連携関係を保ち、依頼した後の定期的な状況把握に努めるものとする。

(参考)

児童虐待の防止等に関する法律(平成12年5月24日法律第82号)

(資料又は情報の提供)

第十三条の三

地方公共団体の機関は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(別添2)略

○児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について（通知）

平成22年3月24日21文科初第777号文部科学大臣政務官通知

児童虐待の防止等については、これまでも児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた児童の適切な保護等、学校等における適切な対応が図られるよう繰り返しお願いしているところですが、児童相談所における児童相談の対応件数は年々増加しており、平成20年度には4万2千件を超えるなど依然として深刻な社会問題となっております。

このような状況を踏まえ、文部科学省、厚生労働省の合意の下、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成し、示したところですが、このたび、児童虐待の防止等に当たって、上記指針の運用を含めた、学校、教育委員会等における児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等を図る上での留意点等について下記のとおり改めて取りまとめましたので、周知します。

なお、児童虐待の防止には良好な家庭環境が大切であるため、各教育委員会における生徒指導担当と家庭教育支援担当の連携等により、保護者への支援の一層の充実に努めていただくことについても併せて御留意ください。

貴職におかれては、これらの点を踏まえ、所管の学校又は域内の市区町村の教育委員会等に対し、学校等における児童虐待の防止等のための取組がより一層適切に推進されるよう、御指導をお願いします。

記

1 学校等における対応について

(1) 児童虐待の早期発見（「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号。）」（以下「児童虐待防止法」とする。）第5条第1項関係）

学校及び学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める必要があることから、以下のことに留意して取り組むこと。

① 幼児児童生徒の心身の状況の把握について（学校保健安全法第9条関係）

児童虐待の早期発見の観点から、幼児児童生徒の心身の健康に関し健康相談を行うとともに、幼児児童生徒の健康状態の日常的な観察により、その心身の状況を適切に把握すること。

② 健康診断について（学校保健安全法第13条関係）

健康診断においては、身体測定、内科検診や歯科検診を始めとする各種の検診や検査が行われることから、それらを通して身体的虐待及び保護者としての監護を著しく怠ること（いわゆるネグレクト）を早期に発見しやすい機会であることに留意すること。

(2) 児童虐待への早期対応（児童虐待防止法第6条第1項関係）

児童虐待に係る通告について、児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならない。このため、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、早期対応の観点から通告を行うこと。

(3) 通告後の関係機関との連携

① 定期的な情報提供について（児童虐待防止法第13条の3関係）

児童虐待に係る通告を行った幼児児童生徒について、通告後に市町村又は児童相談所に対し、定期的な情報提供を行うときは、「学校から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供につ

いて(通知)」(21文科初第775号。平成22年3月24日。)を踏まえ、適切な運用に努めること。

② 緊急時の対応について(児童虐待防止法第6条第1項関係)

上記①に係る、定期的な情報提供を行っている場合であっても、学校等において、不自然な外傷、理由不明又は連絡のない欠席が続く、幼児児童生徒から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村又は児相談所等に情報提供又は通告をすること。

2 教育委員会等の責務について

(1) 関係機関との連携の強化(児童虐待防止法第4条第1項関係)

必要に応じて、児童相談所長会議等へ教育委員会担当者等が出席し、また、教育委員会等が主催する各種会議への児童相談所等関係機関からの参加、協力を求めるなどして、児童虐待の防止等のために関係機関間の連携の強化に努めること。

(2) 教職員に対する研修の充実(児童虐待防止法第4条第2項、同条第3項関係)

学校の教職員が児童虐待の早期発見・早期対応等児童虐待の防止に寄与するとともに児童虐待を受けた幼児児童生徒の自立の支援等について適切に対応できるようにするため、研修等必要な措置を講ずる必要があることから、以下のことに留意して取り組むこと。

① 教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」の活用について

学校等における児童虐待の防止等のための取組の一層の充実を図るため、平成21年5月に文部科学省が作成、配付した教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(CD-ROM)が適切に活用されるよう、学校等における教職員を対象とする研修の充実を図ること。

② 関係機関と連携した研修の活用について

児童虐待問題等に対応する関係機関職員の研修を実施している「子どもの虹情報研修センター(日本虐待・思春期問題情報研修センター)」において、教育委員会指導主事等を対象に実施されている児童相談所職員との合同研修等を活用するなど、関係機関と連携した研修の充実を図ること。

(3) 児童虐待の防止等のための調査研究及び検証(児童虐待防止法第4条第5項関係)

地方公共団体が行う、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例等の検証に参加・協力するなどして、学校の教職員が児童虐待の防止に果たすべき役割や必要な再発防止策等を明らかにするよう努めること。

また、地域の実情に応じて、学校の教職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究を実施すること。

3 要保護児童対策地域協議会への積極的参画について(児童虐待防止法第5条第2項関係)

要保護児童対策地域協議会(以下、「協議会」という。)は、平成16年の「児童福祉法の一部を改正する法律」により、地方公共団体に対し設置が努力義務として課せられるなど、児童虐待の防止等の図る上で重要な役割を担うものとなっている。

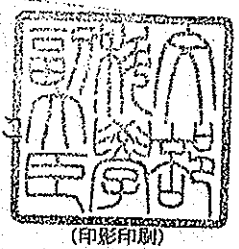
児童虐待の防止等のためには、関係機関が児童虐待を受けていると思われる児童に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であり、学校及び学校の教職員は、児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する地方公共団体等の施策に協力する必要があることから、各学校、教育委員同等においては、協議会に積極的に参画するなどして、関係機関との一層の連携・協力を図り、児童虐待の防止等に努めること。

23文科初第1707号
平成24年3月29日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長

殿

文部科学副大臣 森 ゆうじ



児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について

日頃より児童虐待防止に向けた取組について御尽力いただき、誠に感謝申し上げます。
さて、「児童虐待の防止等に関する政策評価の結果及び勧告について」（平成24年1月30日付け文科初第1448号）でお伝えしたとおり、総務大臣から文部科学大臣に対し、児童虐待の早期発見に係る取組の推進等に係る勧告がなされたところです。総務省は、政策評価の過程において、小・中学校の児童相談所等に対する通告状況に関する調査、小・中学校の担当者の児童虐待の防止等に関する意識調査等を実施しています。これらの調査の結果（別紙1及び別紙2参照）を踏まえ、児童虐待に係る速やかな通告を一層推進する上で留意すべき事項を下記のとおり整理しましたので、関係各位におかれましては、これを参考として、児童虐待に係る速やかな通告について、教職員に対する研修等における周知徹底を図っていただきますとともに、所管の学校又は城内の市区町村教育委員会等に対して周知いただきますよう、よろしく申し上げます。

記

【児童虐待に係る速やかな通告を一層推進するための留意事項】

1. 一般的な主観により児童虐待が認められるであろうという場合は通告義務が生じること
総務省の調査の結果、別紙1のとおり、速やかな通告がなされなかったことについて、「児童虐待の確証がない」、「継続的な児童虐待の事実が認められなかった」、「児童が虐待者をかばう状態にあった」といった、児童虐待の確証を得る程度までに情報を収集できなかったことを理由とする事例が最も多くなっている。また、別紙2のとおり、小・中学校の担当者が勤務する学校において児童虐待に係る相談や情報提供について「抵抗がない」と感じる旨の回答が約7割にとどまる一方、「抵抗がある」と感じる旨の回答

が約15%あり、その理由として、「学校は、校内で事実を把握し、誤報の可能性がなくなつてから、通告すべきだとの考えである」ことが最も多く挙げられている。

このため、児童虐待防止法の規定により「虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも、一般の人の目から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告義務が生じること」、また、「こうした通告については、法の趣旨に基づくものであれば、それが結果として誤りであったとしても、そのことによつて刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないものと考えられる」こと（別紙3参照）について、教職員の認識が必ずしも十分でないと思われることから、この点について、一層の周知を図る必要がある。

2. 児童虐待に係る保護者等への対応は市町村の児童福祉担当部署や児童相談所と連携して行うべきこと

速やかな通告がなされなかったことについて、別紙1のとおり、「児童虐待の状態が解消される見込みであった」、「地域でのサポートが効果的と考えた」、（今後の対応上）「児童の心理状態を考慮した」といった、学校が、児童虐待を受けたと思われる児童生徒及びその保護者等に対応するうちに、通告する必要があるなどと考えたことを理由とする事例も多くなつている。学校生活等に課題等を抱える児童生徒を教育の観点から支援するため、学校が本人や家庭に働きかけることは当然であるが、児童虐待と思われる場合は、速やかに通告する法的義務が生じるため、学校は、速やかに通告するとともに、学校だけで状況判断して対応するのではなく、市町村の児童福祉担当部署や児童相談所と連携して、保護者等への対応を図る必要があることについて、教職員に対して、一層の周知を図る必要がある。

3. 保護者との関係悪化を懸念して通告をためらわないこと

児童虐待に係る通告をすれば、学校が保護者等に対応する必要がなくなるものではなく、通告後も、児童相談所等と連携して、継続的な対応に努める必要があることはもちろんである。一方、別紙2のとおり、小・中学校担当者が、勤務する学校において児童虐待に係る相談や情報提供について「抵抗がある」と感じる理由として、「学校は、保護者との関係が悪化することを恐れる傾向にある」ことが多く挙げられている。このため、上記2のとおり、児童虐待に係る保護者等への対応は児童相談所等と連携して行うべきであつて、学校は、保護者との関係悪化を懸念して通告をためらってはならないことについて、教職員に対して、一層の周知を図る必要がある。

また、児童生徒が気になる状態ではあるが、市町村の児童福祉担当部署や児童相談所への通告がためられる場合などにおいて、教育委員会を通じて市町村の児童福祉担当部署に対し、児童生徒等が抱える課題に関して学校が気づいた点等について早期に相談し、要保護児童対策地域協議会（要対協）等に登録して地域の幅広い関係機関とともに事例を検討することは重要な対応方策の一つである。この点についても、教職員に対して、一層の周知を図る必要がある。

4. 児童生徒と保護者の双方の支援に資する通告の意義を改めて認識すること

児童虐待に係る通告に対する抵抗感に関して、保護者と児童生徒の利害対立として児童虐待をとらえる見方があるとすればそれは誤りであること、児童虐待は家族全体としての問題であって、これに係る通告は保護者と児童生徒の双方を支援する意義を有する行為であることを改めて認識すべきことについて、教職員に対して、一層の周知を図る必要がある。

5. 児童虐待を疑うきっかけを見逃さず、また、校内の連携を図ること

別紙2のとおり、意識調査において、小・中学校担当者が、特に多いと思う児童虐待を疑うきっかけが挙げられている。また、平成21年5月に文部科学省が作成、配布した教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」において、学校が児童虐待の疑いを持ってから通告までの流れを示した上で、児童虐待を疑うポイントが挙げられている（別紙4参照）。さらに、平成19年10月に文部科学省が作成、配布した「養護教諭のための児童虐待対応の手引」において、健康診断や保健室等での児童生徒への対応における児童虐待の早期発見の機会と視点とともに、教職員が一人で抱え込まず、管理職を始め、養護教諭、学校医・学校歯科医等を含めた校内連携を図る必要性等について述べられている（別紙5参照）。加えて、家庭環境等が児童虐待の発生に及ぼす影響に留意する必要がある。

これらを踏まえ、学校は、重篤な結果につながるおそれがあることを念頭において、迅速かつ組織的に対応する必要がある。このため、学校及び教育委員会は、管理職を始め教職員に対する児童虐待の早期発見、地域と連携した対応等について、児童相談所職員を講師に迎えるなどして研修等を積極的に実施するとともに、児童虐待の早期発見、早期対応に一層努める必要がある。

(本件連絡先)

文部科学省

初等中等教育局児童生徒課生徒指導第一係

電話番号 03-5253-4111 (内線3299)

03-6734-3299 (直通)

e-mail s-sidoul@mext.go.jp

総務省による小・中学校の通告状況に関する調査の概要

1 調査の概要

総務省が、全国21区市の42小・中学校を抽出して、平成19～21年度に、児童相談所又は市区町村児童虐待防止等担当課に対する児童虐待に係る通告をした事例及び通告するか判断に迷った結果、通告しなかった事例について、それぞれ直近5事例の内容等を尋ねたもの。

調査の結果、通告しなかった事例は6小・中学校で15件あった。また、通告した209事例のうち詳細を把握した75事例中、虐待の認識時期から通告までに1か月以上の期間があったことをもって総務省が「長期間を要した」と整理したものは6小・中学校で7件あった。

2 児童虐待のおそれを認識したが通告するかどうか判断に迷った結果、通告しなかった事例

通告しなかった理由の分類（総務省）	件数	事例の例	総務省の評価
児童虐待の確証がないため	7	保護者からの暴力の疑いがあったが、暴力の確証が得られなかったため通告しなかった。	継続的な暴力がなくとも、虐待のおそれを認識した際に、速やかに通告すべき事例である。
児童虐待の状態が解消される見込みであったため	5	保護者からの暴力や子どもの食事等が不十分な状況が見られたが、保護者に警告したところ状況がやや改善されたため、地域で見守ることとして通告しなかった。	身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトのおそれがあり、速やかに通告すべき事例である。
継続的な児童虐待の事実が認められなかったため	2	保護者が子どもに家事をさせたり妹の面倒を見させて学校を休ませることなどがあったが、それほど欠席が続くこともなかったため、通告しなかった。	ネグレクトのおそれがあり、速やかに通告すべき事例である。
地域でのサポートが効果的と考えたため	1	保護者に軽度の知的障害があり、子どもの世話等が不十分な状況が見られたが、通告よりも地域でのサポートが効果的と考えたため、通告しなかった。	ネグレクトのおそれがあり、速やかに通告し、児童相談所等のサポートを受けるべき事例である。
計	15	—	—

3 児童虐待のおそれを認識してから通告までに長期間（1か月以上）要した事例

長期間要した理由の分類（総務省）	件数	通告までに要した期間	事例の例	総務省の評価
児童虐待の確証がないため	3	・3～4月 ・約1年 ・約1年4月	子どもの食事等が不十分な状況が見られ、不登校であったため、学級担任等が家庭訪問を繰り返すなど見守りを続けた結果、通告まで長期間を要した。	ネグレクトのおそれがあり、速やかに通告すべき事例である。
児童の心理状態を考慮したため	1	1～2月	保護者からの暴力等が見られたが、保護者が今後は暴力をふるわないと話したため、通告により子どもが心理的に傷つくおそれを考え、見守りを続けた結果、通告まで長期間を要した。	虐待のおそれを認識した際に、速やかに通告すべき事例である。
児童が虐待者をかばう状況が続いたため	1	約3か月	子どもの顔に傷があることがあったが、子どもが「転んだ」等と言って保護者をかばうことが続いたため、通告まで長期間を要した。	虐待のおそれを認識した際に、速やかに通告すべき事例である。
—（通告しなかった事例から移替え）	2	・約2月 ・3～4月	子どもの食事等が不十分な状況が見られ、不登校のため、教員が家庭訪問を繰り返したものの。	—（再確認の結果、通告していたことが判明したもの）
計	7	—	—	—

総務省による児童虐待の防止等に関する意識調査の概要

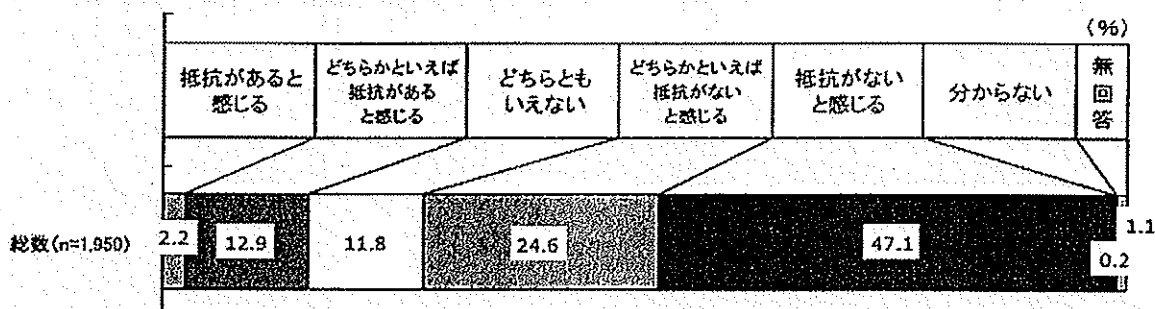
1 調査の概要

総務省が、平成22年8～9月、全国26都・市の小・中学校の校長、教頭、主任、その他の教員、養護教諭、スクールカウンセラー等の担当者に対して、児童虐待の防止に関する意識等についてアンケート調査を実施したもの。

2 児童虐待又はそのおそれを発見した場合の情報提供に対する抵抗感の有無

勤務先の学校において児童虐待又はそのおそれを発見した場合、速やかに児童相談所や市区町村児童虐待対応担当課に相談、情報提供することに対して、抵抗があると感じるか尋ねると、「抵抗がないと感じる」及び「どちらかといえば抵抗がないと感じる」が計71.7%に対し、「抵抗があると感じる」及び「どちらかといえば抵抗があると感じる」が計15.1%等となっている。

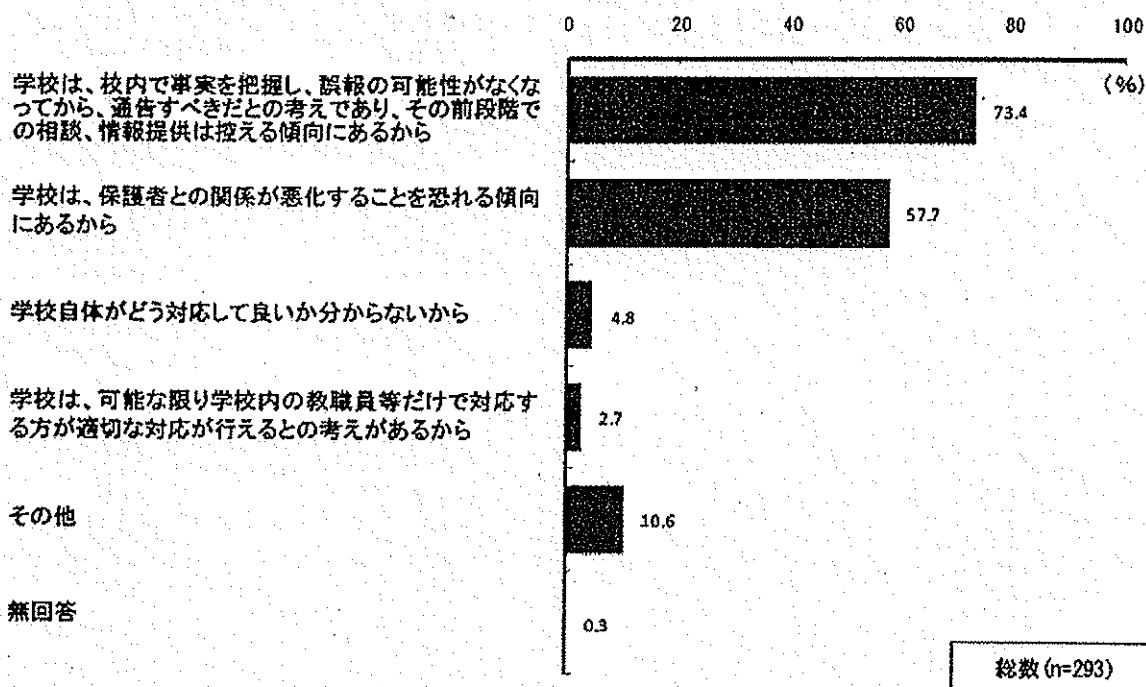
問2-2 あなたの学校においては、児童虐待又は児童虐待のおそれを発見した場合に、速やかに児童相談所や市区町村児童虐待対応の担当課に相談、情報提供することに対して、抵抗があると感じますか。当てはまる選択肢を一つお選びください。



3 情報提供等に抵抗がある理由

上記2において「抵抗があると感じる」又は「どちらかといえば抵抗があると感じる」と回答した担当者に、そう思う理由を尋ねると、「学校は、校内で事実を把握し、誤報の可能性がなくなってから、通告すべきだとの考えであり、その前段階での相談、情報提供は控える傾向にあるから」が73.4%と最も多く、次いで「学校は、保護者との関係が悪化することを恐れる傾向にあるから」が57.7%等となっている。

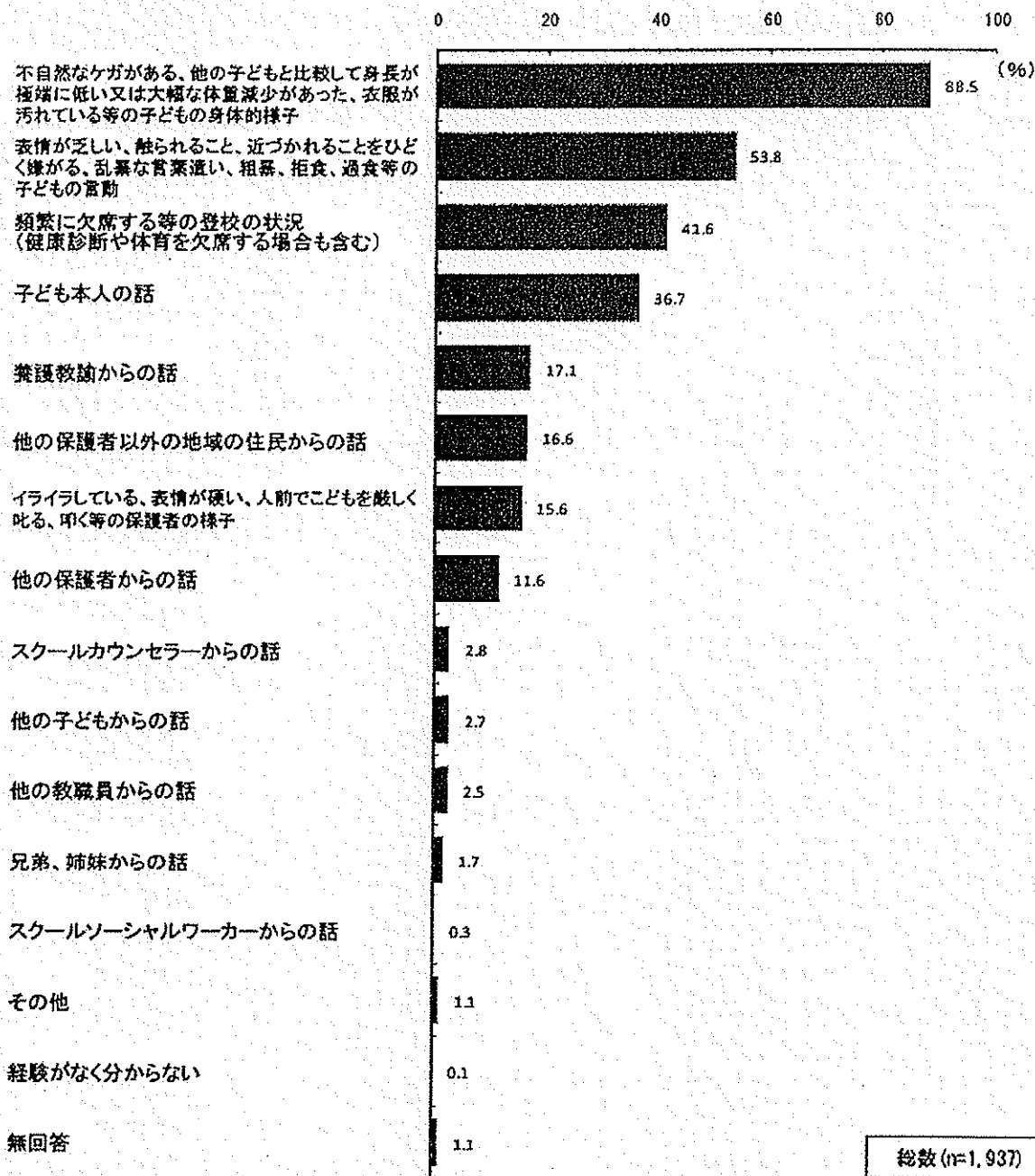
(問2-2で、「抵抗があると感じる」又は「どちらかといえば抵抗があると感じる」と回答された方に)
問2-3 あなたは、なぜそのように思ったのですか。特に当てはまると思う選択肢を二つまでお選びください。



4 児童虐待を疑うきっかけ（複数回答）

小・中学校担当者に、児童虐待を疑うきっかけは何が多いと思うか尋ねると、「不自然なケガがある、他の子どもと比較して身長が極端に低い又は大幅な体重減少があった、衣服が汚れている等の子どもの身体的様子」が88.5%と最も多く、次いで「表情が乏しい、触られること、近づかれることをひどく嫌がる、乱暴な言葉遣い、粗暴、拒食、過食等の子どもの言動」が53.8%等となっている。

問2-4 あなたは、児童虐待を疑うきっかけは何が多いと思いますか。特に多いと思う選択肢を三つまでお選びください。



児童虐待に係る通告の対象が拡大された際の児童虐待防止法一部改正に関する所管官庁による施行通知の関係部分抜粋

5 児童虐待に係る通告（法第6条関係）

児童虐待の早期発見を図るためには、広く通告が行われることが望ましい。しかし、現行の通告の対象は「児童虐待を受けた児童」とされており、基本的には、児童が虐待を受けているところを通告者が目の前で見た、あるいは児童の体に虐待によるあざや傷があるのを見たといった児童虐待が行われていることが明白な場合が想定されていた。

このため通告の対象が「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡大された。これにより虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、一般の人の目から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告義務が生じることとなり、児童虐待の防止に資することが期待されるところである。

なお、こうした通告については、法の趣旨に基づくものであれば、それが結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないものと考えられる。

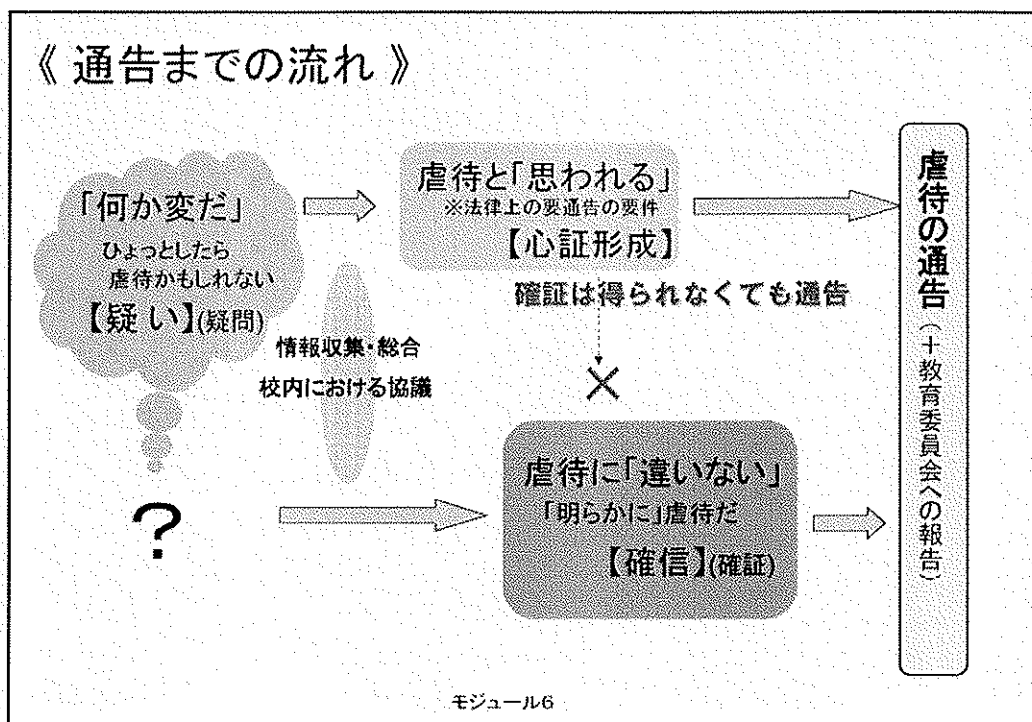
（注：下線は、抜粋者による。）

「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について（平成16年8月13日付け雇児発第0813002号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）より

「児童虐待防止と学校」

(教職員向け研修教材)

6 疑いから通告へ (学校でできること①)



【虐待を疑うための3つの「変」】

子どもが変

- 表情が乏しい
- 触られること、近づかれることをひどく嫌がる
- 乱暴な言葉使い、あるいは極端に無口
- 大人への反抗的態度、あるいは顔色を伺う態度
- 落ち着かない態度、教室からの立ち歩き、家に帰りたがらない
- 嘘や単独での非行(万引きなど)、家出、性的に逸脱した言動
- 他人へのいじめや生き物への残虐な行為
- 集中困難な様子(白昼夢)
- 持続的な疲労感、無気力
- 異常な食行動(拒食、過食、むさぼるように食べる)
- 衣服が汚れている、着替えをしたがらない
- 頻繁に保健室に出入りする
- 理由の不明確な遅刻や欠席が多い、あるいは急に増えた

モジュール6

「児童虐待防止と学校」

(教職員向け研修教材)

6 疑いから通告へ (学校でできること①)

【虐待を疑うための3つの「変」】 保護者が変

- 感情や態度が変化しやすい、イライラしている、余裕がないように見える
- 表情が硬い、話しかけてものってこない
- 子どもへの近づき方、距離感が不自然
- 子どもの普段の様子を具体的に語らない
- 人前で子どもを厳しく叱る、叩く
- 弁当を持たせない、コンビニ物で済ませる
- 連絡が取りにくい
- 家庭訪問、懇談などのキャンセルが多い、行事に参加しない
- 「キレた」ような抗議をしてくる
- 家の様子が見えない

モジュール6

【虐待を疑うための3つの「変」】 状況が変

- 説明できない不自然なケガ、繰り返すケガ
- 体育や身体計測のときにはよく欠席する
- 低身長や体重減少
- 親子で居るときに子どもが示す親を伺う態度や表情の乏しさ、親がいなくなると急に表情が晴れやかになる
- 子どもが熱を出したり、具合が悪くなったりして保護者に連絡しても、緊急性を感じていないそぶりが伺える
- その家庭に対する近隣からの苦情や悪い噂が多い

モジュール6

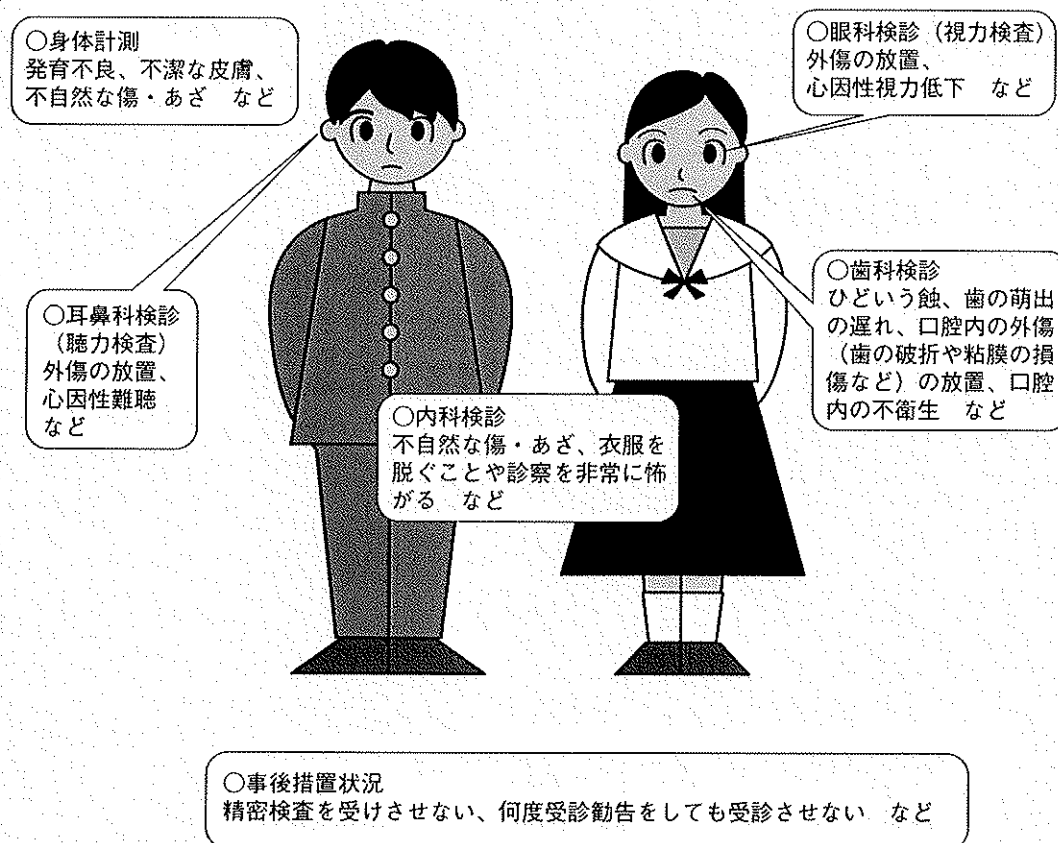
第3章 児童虐待の早期発見・早期対応

1 保健室等における児童虐待の早期発見の機会と視点

養護教諭の職務の特質から、児童虐待の早期発見の機会と視点について次に述べる。

(1) 健康診断

学校における健康診断は、定期健康診断、臨時の健康診断、就学時の健康診断がある。健康診断は、医学的見地から個人及び集団の健康状態を把握するとともに、保健管理や保健指導等を通して個人及び集団の健康課題の解決に役立てることである。健康診断は、身体測定、内科検診や歯科検診をはじめとする各種の検診や検査が行われることから、それらを通して虐待を発見しやすい機会である。下記に健康診断時における早期発見の視点について示す。(これらの症状や行動があるからといって必ずしも虐待があるとは限らないことに留意する。)



図一七 健康診断における早期発見の視点

(2) 保健室等での子どもへの対応

養護教諭が行う救急処置や健康相談活動（担任、保護者、関係者との連携を含む）など、保健室等での子どもへの対応における虐待の早期発見の視点について、下記に示す。

しかし、先に述べたように、このような症状や行動が見られるからといって必ずしも虐待があるとは限らないこと、虐待の種類の違いについてもこれに限るものではなく他の虐待においても共通に見られるものが多いことに留意する。子どもの訴えに耳を傾け、子どもが発するサインを見逃さないようにするとともに、情報を総合的に評価して「虐待の疑い」の早期発見に努めることが大切である。

① 身体的虐待

（第3章－2 身体的虐待の早期発見の視点とその対応 参照）

- 不自然な外傷
 - ・ 殴られ、蹴られ、つねられた跡など新旧の混ざった内出血跡
 - ・ 身体各部の不自然な骨折
 - ・ 服で隠れている部位の外傷
 - ・ たばこの火を押し付けた火傷跡、熱湯の火傷跡 など
- 受傷原因の説明があいまい
- 家庭でのけがで来室する など

② ネグレクト

- 衣服が季節に適していない
- 衣服や下着が不潔で臭う
- 体が汚れている（入浴していない）
- 急激な体重減少
- 不登校
- 無断欠席、遅刻が多く、理由がはっきりしない
- けがの状態が学校で処置をしたときのまま
- 治療が必要と思われる状態でも、保護者が受診させようとしない
- 空腹を訴える、異常な食欲（朝食の欠食など、家庭での食事が不十分）
- 家庭訪問をすると、家の中が極端に散らかっており、不衛生である など

③ 性的虐待

（第3章－3 性的虐待の理解とその対応 参照）

- 性感染症
- 妊娠や人工妊娠中絶
- 他の人との身体接触を異常に怖がる又は好む
- 年齢にそぐわない性的発言

- 性情報に対し、異常と思える程の関心又は極端な嫌悪を示す
- 性的虐待を他の人の話として話す、絵画や作文などに性的関係を暗示させるようなものが見られる など

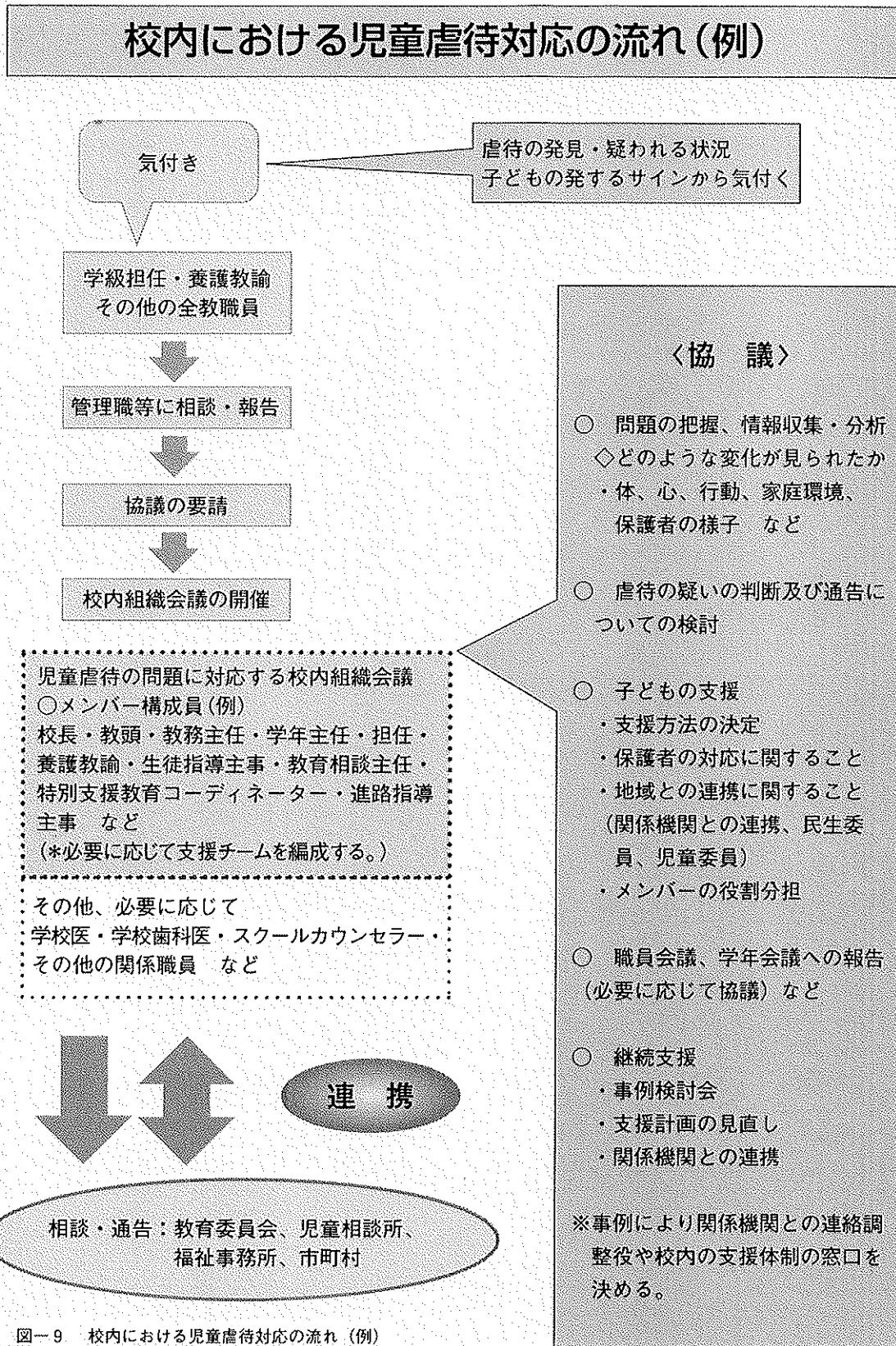
④ 心理的虐待

- 摂食障害が見られる
- リストカットなどの自傷行為が見られる
- 表情がいつも暗い など

⑤ その他

- 頻回にわたる保健室来室
- 頭痛、腹痛、倦怠感などの不定愁訴を繰り返す
- 子どもの不自然な言動
- 仲の良い友だちからの虐待の情報
- 暗いところを怖がる
- 便や尿の失敗が頻回にある
- カットとなりやすい、暴力を振るう、他の子どもとのトラブルが多い（弱い者いじめをするなど）
- 家に帰りたがらない
- 不安で落ち着きがない様子が見られる
- 家庭の話をしたがらない（保護者の話題になると話をそらす など）
- 教職員に対して反抗的な態度をとる
- 教職員に異常なほど甘える
- 兄弟姉妹間で保護者等に差別扱いされている など

④ 校内における児童虐待対応の流れ(例)



図一 9 校内における児童虐待対応の流れ(例)

◎学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）

最終改正：平成二三年六月三日法律第六一号

第十六条 保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

第十七条 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

○2 保護者は、子が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

○3 前二項の義務の履行の督促その他これらの義務の履行に関し必要な事項は、政令で定める。

第一百四十四条 第十七条第一項又は第二項の義務の履行の督促を受け、なお履行しない者は、十万円以下の罰金に処する。

◎学校教育法施行令（昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号）

最終改正：平成二三年五月二日政令第一一八号

（校長の義務）

第十九条 小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、常に、その学校に在学する学齢児童又は学齢生徒の出席状況を明らかにしておかなければならない。

第二十条 小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、当該学校に在学する学齢児童又は学齢生徒が、休業日を除き引き続き七日間出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

（教育委員会の行う出席の督促等）

第二十一条 市町村の教育委員会は、前条の通知を受けたときその他当該市町村に住所を有する学齢児童又は学齢生徒の保護者が[法第十七条第一項](#) 又は[第二項](#) に規定する義務を怠っていると認められるときは、その保護者に対して、当該学齢児童又は学齢生徒の出席を督促しなければならない。

◎個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

最終改正：平成二十一年六月五日法律第四九号

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3 参考・引用文献・資料

- 養護教諭のための児童虐待対応の手引き
文部科学省:平成19年10月
- 子ども虐待対応の手引き
厚生労働省:平成21年3月(改正版)
- 保育従事者・教職員のための児童虐待対応の手引き
福島県・福島県教育委員会:平成19年12月
- 教職員のための児童虐待対応マニュアル
千葉県教育庁教育振興部指導課:平成19年3月
- 教職員のための児童虐待対応の手引き
奈良県教育委員会:平成20年12月
- 教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き
岡山県教育委員会:平成23年3月
- 教職員・保育従事者のための児童虐待対応マニュアル
埼玉県・埼玉県教育委員会:平成24年2月



おおいた子育て支援

教職員・保育従事者のための
児童虐待対応の手引き

平成24年7月発行

大分県福祉保健部こども子育て支援課

電話 097-506-2707 (直通)

大分県教育庁生徒指導推進室

電話 097-506-5543 (直通)

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号